

第六十五回  
國會參議院地方行政委員會會議錄第十七號

昭和四十六年五月十七日(月曜日)

## 委員の異動

辞王

五月十五日

初

五月十七日

西

出席者は左のとおり。

委員長

若本正武君

委員

藤原 房輝君	長屋
鍋島 直紹君	茂君
初村瀧一郎君	
矢野 登君	
山崎 竜男君	○委員長(若林正武君)
吉武 恵市君	ただいまから地方行政委員会を開会いたします。
渡辺一太郎君	まず、委員の異動について御報告いたします。 去る十三日、田村賢作君、十五日、船田謙君が 委員を辞任され、その補欠として中村喜四郎君及 び西田信一君が選任されました。
四郎君	○参考人の出席要求に關する件 予備審査)

○委員長(若林正武君)　ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十三日、田村賢作君、十五日、船田謙君が委員を辞任され、その補欠として中村喜四郎君及び西田信一君が選任されました。

- 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 参考人の出席要求に關する件

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、恩給の年額の増額の措置に準じ、地方公務員共済組合が支給する地方公務員等共済組合法の規定による退職年金等についてもその年金額を増額することとし、昭和四十五年十月において実施いたしました年金額改定の基礎であるいわゆる二万円ベースの給料の増額率一・八八九六四を、昭和四十六年一月から九月までについては一・九二八七六に、同年十月からは二・〇九〇七六にそれぞれ引き上げることとしております。

第二は、恩給制度及び厚生年金制度の改正に伴

政府は、恩給の年額の増額をはかるため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っておりますが、これに伴い地方公務員の退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員にかかる年金の額の改定措置に準じて改定する必要があります。このほか遺族年金を受け取ることができる遺族の範囲の拡大及び退職年金等の最低保障額の引き上げ等の措置を講ずる必要があるります。これがこの法律案を提出した理由であります。

○委員長(若林正武君) 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案、及び地方自治法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聽取いたします。秋田自治大の概要を御説明申し上げます。

い、地方公務員等共済組合法の規定により支給する退職年金、遺族年金及び厚生年金の最低保障額を引き上げるとともに、すでにこれらの年金の受給権が生じている者についても、新たに改正後の最低保障の制度を適用することとしております。

第三は、遺族年金を受けることができる遺族の範囲を、最近における組合員及びその家族の生活の実情にかんがみ、拡大することとしておりま

第五は、地方団体興業団体職員共済組合が支給する退職年金等について、その年金額を、地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年金額の引き上げ措置に準じて引き上げるほか、地方公務員の共済制度の改正に準じ、最低保障額の引き上げ、遺族の範囲の拡大等をはかることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢の変化に伴う住民の生活圏の広域化に対応して、市町村が共同して総合的かつ計画的な行政を推進することが要請されております。このよきな見地から、市町村の組合に関する制度につきまして、実情に即した彈力的な運営をはかることができるよう改正するほか、地方公共団体の処理すべき事務に関する規定等につきましてもこの整備する必要があります。こ



年金保険制度の改正によりまして、老齢年金等の額が引き上げられることに伴いまして、それとの均衡をはかりますためにも、地方公務員の共済制度において、その最低保障額を引き上げることにいたそうとするものでございます。なお、この点につきましては、すでに退職年金等の受給権が生じております者につきましても、今回新たに改正後の最低保障の制度を適用いたしまして、その額を引き上げるといふことにいたしております。

第三番目は、通算退職年金の定額部分の引き上げについてでございます。厚生年金保険制度におきましては、今回通算老齢年金の額の算定の基礎の改正措置に準じまして、地方公務員等共済組合法の規定によります通算退職年金の額の算定の基礎となります基本年金額の定額部分を引き上げることといたしております。そこで、厚生年金保険法の改正措置に準じまして、地方公務員等共済組合法の規定によります通算退職年金の額の算定の基礎となります定額部分につきましても、その額を引き上げることにいたしております。なお、すでに通算退職年金の受給権が生じております者につきましても、今回新たに改正後の定額部分を用いて計算をいたしました通算退職年金を支給することにいたしております。

四

うな事情から、今回一部事務組合制度の不備を補  
いまして、総合的かつ計画的な市町村の広域行政  
の推進主体としての連合を設けることができるよ  
うにいたしますため、今回の改正案を御提案いた  
しております。なお、この点につきま  
しては、第十三次地方制度調査会の答申におきま  
して、この趣旨の制度を創設すべきことが答申  
をされているわけでございます。こういうような  
趣旨で、幾つかの規定につきまして改正を加えよ  
うとしているわけでござります。

これは地方自治法にござります地方公共団体の一部事務組合と いう基本的な性格は持つて いるわけでござります。その基本的な性格の上に、なお幾つかの新たな規定を設けようとしているわけでござります。

新たに規定といたしまして、第一に、新たに百八十五条の規定を設けようとしているわけでございます。すなわち、現在の一部事務組合は、本来、主としてある特定の事務を共同して処理するための仕組みでございます。二種類以上の事務を一つの組合で処理する場合におきましても、すべての関係市町村が一致して同種の事務の共同処理を行なわなければならないというふうにされていましたわけでござります。これに対しまして、連合につきましては、構成市町村相互間で共同処理する事務を異にすることがありましても差しつかえないものというふうにいたしまして、実情に応じて各種の事務の共同処理を一つの連合で行なうことができるようになります。どう考へ方にしているわけがござります。

それから第一番目は、二百八十六条第一項後段の規定でございます。元来、市町村の一部事務組合の共同処理する事務の変更あるいはそれに伴う規約の変更につきましては、関係市町村の議会の議決を経てする協議によりまして、都道府県知事の許可を受けて行なうというのが原則でござります。今回もこの原則のもとには立っているわけでございますが、連合の場合におきましては、作成

それから第三番目に、二百八十七条の二の規定でござります。連合は広域にわたる計画を作成することになつておりますので、連合の規約の作成に際しましては、いかなる計画の項目の範囲で総合的な計画をつくっていくかといふ旨におきましても、計画項目の範囲を明確にしなければなりませんので、これを規約の必要な載事項に加えようとするものでございます。  
それから第四番目は、二百八十七条の二第二項の規定でござります。

としての理事会の型といふものとどることができる  
るという規定を設けているわけでございまして、  
それから議員と、管理者なりあるいは理事との兼  
職といふものもとり得るような措置を講じて、地  
域の実情に応じまして、実質的、実態的な運営が  
できることを期待をいたしているわけでございま  
す。

それから第六番目は、事務司長に属する二百八

て、法令の制定、改廃等に伴いまして地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げております。地方自治法の別表につきまして所要の改正を加えております。これは、御案内のように、いわば純技術的な改正でございます。

以上が、今回御提案を申し上げております地方自治法の一部を改正する法律案の概略でございま

○委員長(若林正武君) これより昭和四十二年度  
へも、このたんじょんがおきなまへと各組合の手金の額

○山本伊三郎君 それでは、いまの趣旨説明並びに要綱の説明に従いまして、その内容を明らかに

すると同時に、その根拠なり理由の一々について  
はつきりしたところを聞きたいと思います。

いわゆる年金のベースアップの問題ですが、その表現でわかる人はけつこうであります。二万円ベースを基礎にして云々といふこの数字があるん

ですけれども、非常にわかりにくいのですね。これは仮定俸給の改定ということからきているのですが、これは何ですか、二万円ベースは昭和三十四年度が二万円ベースだと思いますが、厳格にいって昭和三十五年の三月三十一日の給与を基礎としてこの倍率を掛けたものは、いわゆる仮定俸給として出てくるという計算になるという、こういう趣旨ですか。

○政府委員(山本明君) 非常にややこしい言い方になつておりますけれども、先生の言われたとおりのことございます。そのとおりでござります。

○山本伊三郎君 そうすると、わかりやすく言えば、恩給の場合には、いまの年金額に対して一月一日に週及して二・〇七の増額、それからその増額されたものの年金について十月一日から八・四%，こういう計算で合いますか。

○政府委員(山本明君) 先ほど局長からもお答えいたしましたように、恩給のはうは二万四千円

ベースであり、共済のはうは二万円ベースでござりますので、その二万四千円ベースによってできました額を二万円ベースで逆算をいたしますところのよろんな率になると、したがいまして、合ははずでござります。

○山本伊三郎君 こういう問題について、「地方公務員共済制度の沿革及び年金の年額改定の方法等について」というのを読んでいないのですが、これは詳しく書いてありますか、こういう問題については。

○政府委員(山本明君) 私のほうで出しておらず「地方公務員共済制度の沿革及び年金の年額改定の方

定の方法等について」という資料の一番終わりのほうに持つてまいりまして年金額の改定の経緯を書いてございますので、そこで恩給ベースと、それから地共済法によるベースと、こういうことでそれぞれ資料をつくつてあるわけでござります。

○山本伊三郎君 いまそりうことをひとつ徹底さすように、わかっている人はよくわかるのですが、この要綱だけで見たつてどれだけわかるの

か、なかなかとりにくいくらい、ちょっと私は注意的にお聞きしたわけですが、そうするとこの倍率か

ら見ると、昭和三十五年三月三十一日、年度末と申しますが、三十四年度年度末からいうと、こと

の十月份になると二・〇九〇七六ですから、言い

かえればその当時の年金額の倍額になるという大

体の、大体じやなしにそういうことになるのですね。

○政府委員(山本明君) その辺の額にならうかと思ひます。

○山本伊三郎君 それじゃあ本質的にお尋ねいたしますが、一月に週及してこの倍率を合わせますと、「一・〇七%」上がるということになるのですね、年金の。それは昨年の十月に増額をされるときに

恩給審議会が答申した差額として「一%」あつたわけですね。それが大蔵省が財源がないといつて削つちやつて八・七五%ですかといふものが残つ

ちゃつたために、これを追加増額するということとで、「二・二五%」の差額が計算すると二・〇七%になる

わけですね。それで本年度も八・四%増額するといふことですが、この計算の基礎、これについて、どういう方法でやられたのですか。

そこで、本年度は恩給審議会のらち外になつた

わけであります。が、本年度も八・四%増額するといふことですが、この計算の基礎、これについて、どういう方法でやられたのですか。

○説明員(佐野政一君) お答えいたします。

これは昭和四十四年度中の公務員給与の上昇率が九・七%でござりますが、それから消費者物価

の六・四%を引きましたところの三・三%の六割

分といふのが生活水準の上昇、それに消費者物価の六・四%を足しまして八・三八になりますが、これを、近似値を八・四%というところであげたものでございます。

○山本伊三郎君 一応そういうスライド制の前進のことになるのですが、それは認めますか。

○政府委員(山本明君) 一応私いたしまして

は、先ほどおっしゃいました積み残しの二・二七%分を四十五年のペア後の再計算でいきますと

二・〇七%にするということで積んでござりますの

で、値切つたかどうかということがありますと、

私がほの所管でございませんのでお答えをして

いきます。

○山本伊三郎君 一応そういうスライド制の前進

のよな形の計算基礎が、これはひとつ将来の確

定した政府の方針として受け取つていいかどう

か、この点自治大臣から御答弁願いたいと思いま

すが、これはもちろん恩給関係もありましょ

う、遺族年金もありましょうが、十分打ち合わせをして、責任のある答弁をしてもらいたい。

○國務大臣(秋田大助君) 関係方面ともいろいろ

打ち合わせをいたしておるところであります。

こういろいろいろ制度を積み重ねることによりま

して、大体所論の方向に持つてまいりたいとは

考えておりますが、なおその点は関係方面と十分

打ち合わせをいたし、ことに内閣総理府関係とも

打ち合わせなければ確たることも申されないが、

大体その方向を考えております。

○山本伊三郎君 これは一つの考え方として、私

上げるというような簡単な方法でこの計算ができる

ないかということで、現在検討をしております。

そうしませんと、先生のおっしゃいましたよう

に、これだけでわかるかといいますと、なかなか

一般の方はおわかりにくいと思ひます。できま

りますことを追加してお答えさせていただきま

す。

○山本伊三郎君 まあそれは、それでいいとは申

しませんが、一月一日に週及するということだけ

でも若干の誠意が認められると思います。

そこで、本年度は恩給審議会のらち外になつた

わけであります。が、本年度も八・四%増額するといふことですが、この計算の基礎、これについて、どういう方法でやられたのですか。

○説明員(佐野政一君) お答えいたします。

これは昭和四十四年度中の公務員給与の上昇率が九・七%でござりますが、それから消費者物価

の六・四%を引きましたところの三・三%の六割

分といふのが生活水準の上昇、それに消費者物価の六・四%を足しまして八・三八になりますが、これを、近似値を八・四%というところであげたものでございます。

○山本伊三郎君 一応そういうスライド制の前進

のよな形の計算基礎が、これはひとつ将来の確

定した政府の方針として受け取つていいかどう

か、この点自治大臣から御答弁願いたいと思いま

すが、これはもちろん恩給関係もありましょ

う、遺族年金もありましょうが、十分打ち合わせをして、責任のある答弁をしてもらいたい。

○國務大臣(秋田大助君) 関係方面ともいろいろ

打ち合わせをいたしておるところであります。

こういろいろいろ制度を積み重ねることによりま

して、大体所論の方向に持つてまいりたいとは

考えておりますが、なおその点は関係方面と十分

打ち合わせをいたし、ことに内閣総理府関係とも

打ち合わせなければ確たることも申されないが、

大体その方向を考えております。

○山本伊三郎君 これは一つの考え方として、私

は一つのいい方法だと思いますが、いま自治大

臣から、法律上まだそういう規定ができておらない

のだが、政府としては今後物価の上昇率、それ

から公務員の給与の上昇率を勘案、調整して年金

を増額するということ、これはいまの現在の考え

方としては正しいと私思います、そこで、突き進んで聞いておきたいのですが、恩給審議会が三

年前ですか、答申しましたですね。物価が五%以上

上がった場合にはいわゆる増額をセよという答

申があつたと思ひますが、この場合は物価の上昇

率、公務員の給与の引き上げの率といふものの限

界といふものも考え方方にこの方針でやるといふ

ことが確認できるかどうか。

○政府委員(山本明君) これはちょっと所管外で

申があつたと思ひますが、この場合は物価の上昇

率、公務員の給与の引き上げの率といふものの限

界といふものも考え方方にこの方針でやるといふ

ことがありますので、正確なお答えはできかねると思

いますけれども、必ずしもそういう限界があると

おっしゃいましたように、物価の上昇と公務員の

給与の上昇といふものをやはり勘案しながら、そ

のときにおきます財政状況を見ながらこういふ方

かないとかいうことではなくて、やはり先生も

おっしゃいましたように、物価の上昇と公務員の

給与の上昇といふものをやはり勘案しながら、そ

のときにおきます財政状況を見ながらこういふ方

が、この点自治大臣から御答弁願いたいと思いま

すが、これはもちろん恩給関係もありましょ

う、遺族年金もありましょうが、十分打ち合わせ

をして、責任のある答弁をしてもらいたい。

○山本伊三郎君 一応そういうスライド制の前進

のよな形の計算基礎が、これはひとつ将来の確

定した政府の方針として受け取つていいかどう

か、この点自治大臣から御答弁願いたいと思いま

すが、これはもちろん恩給関係もありましょ

う、遺族年金もありましょうが、十分打ち合わせ

をして、責任のある答弁をしてもらいたい。

○國務大臣(秋田大助君) 関係方面ともいろいろ

打ち合わせをいたしておるところであります。

こういろいろいろ制度を積み重ねることによりま

して、大体所論の方向に持つてまいりたいとは

考えておりますが、なおその点は関係方面と十分

打ち合わせをいたし、ことに内閣総理府関係とも

打ち合わせなければ確たることも申されないが、

大体その方向を考えております。

○山本伊三郎君 これは一つの考え方として、私

は一つのいい方法だと思いますが、いま自治大

臣から、法律上まだそういう規定ができておらない

のだが、政府としては今後物価の上昇率、それ

から公務員の給与の上昇率を勘案、調整して年金

を増額するということ、これはいまの現在の考え

方としては正しいと私思います、そこで、突き進んで聞いておきたいのですが、恩給審議会が三

年前ですか、答申しましたですね。物価が五%以上

上がった場合にはいわゆる増額をセよという答

申があつたと思ひますが、この場合は物価の上昇

率、公務員の給与の引き上げの率といふものの限

界といふものも考え方方にこの方針でやるといふ

ことがありますので、正確なお答えはできかねると思

いますけれども、必ずしもそういう限界があると

おっしゃいましたように、物価の上昇と公務員の

給与の上昇といふものをやはり勘案しながら、そ

のときにおきます財政状況を見ながらこういふ方

かないとかいうことではなくて、やはり先生も

おっしゃいましたように、物価の上昇と公務員の

給与の上昇といふものをやはり勘案しながら、そ

のときにおきます財政状況を見ながらこういふ方

が、この点自治大臣から御答弁願いたいと思いま

すが、これはもちろん恩給関係もありましょ

う、遺族年金もありましょうが、十分打ち合わせ

をして、責任のある答弁をしてもらいたい。

○政府委員(山本明君) 先ほども言いましたよ

うことです。自治大臣から御答弁願いたいと思いま

すが、これはもちろん恩給関係もありましょ

う、遺族年金もありましょうが、十分打ち合わせ

をして、責任のある答弁をしてもらいたい。

○山本伊三郎君 これは一つの考え方として、私

は一つのいい方法だと思いますが、いま自治大

臣から、法律上まだそういう規定ができておらない

のだが、政府としては今後物価の上昇率、それ

から公務員の給与の上昇率を勘案、調整して年金

を増額するということ、これはいまの現在の考え

方としては正しいと私思います、そこで、突き進んで聞いておきたいのですが、恩給審議会が三

年前ですか、答申しましたですね。物価が五%以上

上がった場合にはいわゆる増額をセよという答

申があつたと思ひますが、この場合は物価の上昇

率、公務員の給与の引き上げの率といふものの限

界といふものも考え方方にこの方針でやるといふ

ことがありますので、正確なお答えはできかねると思

いますけれども、必ずしもそういう限界があると

おっしゃいましたように、物価の上昇と公務員の

給与の上昇といふものをやはり勘案しながら、そ

のときにおきます財政状況を見ながらこういふ方

かないとかいうことではなくて、やはり先生も

おっしゃいましたように、物価の上昇と公務員の

給与の上昇といふものをやはり勘案しながら、そ

のときにおきます財政状況を見ながらこういふ方

が、この点自治大臣から御答弁願いたいと思いま

すが、これはもちろん恩給関係もありましょ

う、遺族年金もありましょうが、十分打ち合わせ

をして、責任のある答弁をしてもらいたい。

○山本伊三郎君 これは一つの考え方として、私

は一つのいい方法だと思いますが、いま自治大

臣から、法律上まだそういう規定ができておらない

のだが、政府としては今後物価の上昇率、それ

から公務員の給与の上昇率を勘案、調整して年金

を増額するということ、これはいまの現在の考え

方としては正しいと私思います、そこで、突き進んで聞いておきたいのですが、恩給審議会が三

年前ですか、答申しましたですね。物価が五%以上

上がった場合にはいわゆる増額をセよという答

申があつたと思ひますが、この場合は物価の上昇

率、公務員の給与の引き上げの率といふものの限

界といふものも考え方方にこの方針でやるといふ

ことがありますので、正確なお答えはできかねると思

いますけれども、必ずしもそういう限界があると

おっしゃいましたように、物価の上昇と公務員の

給与の上昇といふものをやはり勘案しながら、そ

のときにおきます財政状況を見ながらこういふ方

かないとかいうことではなくて、やはり先生も

おっしゃいましたように、物価の上昇と公務員の

給与の上昇といふものをやはり勘案しながら、そ

のときにおきます財政状況を見ながらこういふ方

が、この点自治大臣から御答弁願いたいと思いま

すが、これはもちろん恩給関係もありましょ

う、遺族年金もありましょうが、十分打ち合わせ

をして、責任のある答弁をしてもらいたい。

○山本伊三郎君 これは一つの考え方として、私

は一つのいい方法だと思いますが、いま自治大

臣から、法律上まだそういう規定ができておらない

のだが、政府としては今後物価の上昇率、それ

から公務員の給与の上昇率を勘案、調整して年金

を増額するということ、これはいまの現在の考え

方としては正しいと私思います、そこで、突き進んで聞いておきたいのですが、恩給審議会が三

年前ですか、答申しましたですね。物価が五%以上

上がった場合にはいわゆる増額をセよという答

申があつたと思ひますが、この場合は物価の上昇

率、公務員の給与の引き上げの率といふものの限

界といふものも考え方方にこの方針でやるといふ

ことがありますので、正確なお答えはできかねると思

いますけれども、必ずしもそういう限界があると

おっしゃいましたように、物価の上昇と公務員の

給与の上昇といふものをやはり勘案しながら、そ

のときにおきます財政状況を見ながらこういふ方

げたわけでござります。

○山本伊三郎君 恩給局から見えておられますね。——それじゃ恩給局に聞いてみたい。

いまお聞きいただいたと思いますが、今回八・四%、いま言わされましたように上がった。これは昭和四十四年度ですか、それを八・四%にしたという

公務員給与が九・七%上がった、それを調整して八・三何%ですか、それを八・四%にしたという

こと、この計数はわかつたのですが、いま申しましたようにその方法は方法として、または是非は別に論ずるとして、今後やはりこういう方向で、物価の上昇と公務員の給与ベースの上昇との勘案してこういう方法で今後やつてこようというこの方針は、一応恩給局としては確立しておりますか。

○説明員(大屋敷行雄君) 四十四年、四十五年、それから四十六年と増額してまいりましたが、その根拠は、御承知のように恩給審議会の答申の趣旨を体しましてこういう方法をとつておるわけでございますが、先般の恩給法の審議におきます内閣委員会の席上で私のほうの大臣が、最近三カ年間のこの増額方針によつて、一応実質的には一つの増額のルールができた、こういう明確な御答弁をしておられますので、今後もこの方針で恩給につきましては増額をするということは言えるのじゃなかろうか、こう考えております。

○山本伊三郎君 そうすると、先ほど質問いたしましたように、この恩給審議会から答申が出た場合には、物価が五%以上上がつた場合を考えよ云々

といふ答申が出来ましたですね。したがつて、いま言われた方針でいきますと、五%とか四%とか一〇%とか、そういう限界なくして、物価並びに公務員の給与ベースが上昇すればその率をその方法で出して、上げるということを受け取つていいですか。

○説明員(大屋敷行雄君) やはりこの指數の限界の問題だと思いますが、物価が五%以上上昇した場合には年金額の調整を必ずしなければいけない

という答申の趣旨は、まことに答申が出ました当

時のいわゆる物価事情を考えました。それから、

なおかつ公務員給与におきましては、民間給与と

公務員給与の格差がおおむね五%以上上昇した場合には、内閣あるいは国会に対してその給与の改

善の勧告をすると、こういうような考え方を勘案して、審議会の答申におきましては、物価五%以上といふ一つの限界を出しておるのでござります。まあ最近の物価事情等を考えますと、年金額の改定におきましては、この物価の五%以

上という指數はおおむね妥当じゃないかと私どもは考えております。

○山本伊三郎君 そうすると、あなたの言われる

ことからいくと、物価が五%以上上がらなければ、公務員給与のベースがどれだけ上がっても結局上

げられないといふ反対解釈に受け取れるんですがね。それはどういうぐあいに受け取つていいのでござりますか。

○説明員(大屋敷行雄君) これは公務員給与と物価の関係になると思うわけでございますが、物価が五%以下の場合は、国家公務員給与が非常に何らかのことで異常に上昇をすると、こういうようなら

場合にどうするかという御質問じやないかと考えますが、まあ一般的に考えますと、やはり物価が五%以上上昇した場合には、公務員給与もそれ以上

のアップ率を示すだらうし、また物価が五%以下に押えられたという場合には、いわゆる

公務員給与にも反映しまして、まあそれがどの程度の上昇といふことが考へられるかどうか、いま

いう答申が出来ましたですね。したがつて、いま

言われた方針でいきますと、五%とか四%とか一

〇%とか、そういう限界なくして、物価並びに公務員の給与ベースが上昇すればその率をその方法で出して、上げるということを受け取つていいですか。

○説明員(大屋敷行雄君) やはりこの指數の限界の問題だと思いますが、物価が五%以上上昇した場合の上昇率といふのはパラレルに、平行的に考えてお

うんでござりますが、おおむね物価と公務員給与の上昇率といふのはパラレルに、平行的に考えてお

うんじやなかろうか、こういうふうに考えてお

ります。

○説明員(大屋敷行雄君) やはりこの指數の限界の問題だと思いますが、物価が五%以上上昇した場合には年金額の調整を必ずしなければいけない

という答申の趣旨は、まことに答申が出ました当

○山本伊三郎君 いまのこの問題は基本的に大き

い問題ですが、今後スライド制の実現に大きな基礎的な問題だと思うんですが、まず、それじゃ

ことは当然だと思ふ。公務員給与のベース引き上

げも四十五年度は相当上がつておりますから

いという、こういう考え方を恩給審議会が出したことはよくわかりますけれども、審議会は答申で

は、じやあ五%以上上がらなければ上がらないん

だと、そういうことについては納得はできないわ

けですね。いま言われましたように、年金が、かりに物価が五%以上がらなければ上がらない。公務員

給与の問題は物価と関係なしにやはり上がり得る措置が私はあると思うんです。これは当然私は、

公務員の実態から上げなくてはならぬ場合もあり

ます。それはどういうぐあいに受け取つていいのでござりますか。

○説明員(大屋敷行雄君) これは公務員給与と物価の関係になると思うわけでございますが、物価が五%以下の場合は、国家公務員給与が非常に何らかのことで異常に上昇をすると、こういうようなら

場合にどうするかという御質問じやないかと考えますが、まあ一般的に考えますと、やはり物価が五%以上上昇した場合には、公務員給与もそれ以上

のアップ率を示すだらうし、また物価が五%以下に押えられたという場合には、いわゆる

公務員給与にも反映しまして、まあそれがどの程度の上昇といふことが考へられるかどうか、いま

いう答申が出来ましたですね。したがつて、いま

言われた方針でいきますと、五%とか四%とか一

〇%とか、そういう限界なくして、物価並びに公務員の給与ベースが上昇すればその率をその方法で出して、上げるということを受け取つていいですか。

○説明員(大屋敷行雄君) やはりこの指數の限界の問題だと思いますが、物価が五%以上上昇した場合の上昇率といふのはパラレルに、平行的に考えてお

うんでござりますが、おおむね物価と公務員給与の上昇率といふのはパラレルに、平行的に考えてお

ります。

○山本伊三郎君 昭和四十五年度の物価上昇その

他を見れば、当然来年度もこの率でいくと上がる

ことは当然だと思ふ。公務員給与のベース引き上

げも四十五年度は相当上がつておりますから

いのですが、それは私は来年はおそらく問題な

い。これに準じた方法で上がると思っております

が、それは間違いないでしょ

うね、一応来年の問

題……。

○説明員(大屋敷行雄君) 四十五年度に公務員給

与が、公務員本俸それから物価の上昇率、物価は

大体七%ぐらいというような話を聞いております

が、まあ公務員給与のほうにつきましたはまだ検

討しておらないのでござりますが、こういっしょ

て、公務員の実態から上げなくてはならぬ場合もあり

ましょ

し、民間給与の上昇も考えなくちゃいか

ね、物価と必ずしも私は一致した上昇または下降

をしない、こう私は見ておりますから、その基本

的な方針について、私はこの方針は完全に賛成

じゃないけれども、一つの方針として、考え方と

して賛成しておるわけなんです。したがつて、や

はりそういう問題をはつきりしてもらわなければ

年金受給者は非常に生活不安ですから、したがつて、五%という限界をどこまで守つていくと

いう姿勢かどうか、この点を明らかにしておいて

もらいたいと思うんですね。

○説明員(大屋敷行雄君) この五%という数値は

あくまでも昭和四十三年恩給審議会がこの答申を

出すときの先生方の感覚でございまして、将来この五%が不適当であるというような場合には、む

ろん、この審議会のこの五%という数字には拘泥

しないで、また考えるべき事態が生ずることがあるかもしれません、こういふことを私どもは考えております。

○山本伊三郎君 それじゃ具体的に聞きますが、

これを細かく分析しますと、この答申の趣旨をそのとおり見ますと、五%以上となつてはいるわけござりますから、あるいは四・九%、四・八%、そぞう

いるものもこの文言には該当しないじゃないかと

いう御意見もあるらうかと存じますが、私はそういう数字を細かく考へるといふよりも、五%物価上

昇したといふ情勢そのものをまず重視するわけでござります。したがいまして、公務員給与が、いまの例でござりますと七%以上でござりますが、

上がる、それで物価が四・九%というような情勢、これはやはりそのときにおきますセンスとしましては、恩給年金額引き上げるかどうか、引

き上げるのが適当かどうかということを判断して

ます。

○説明員(大屋敷行雄君) 四十四年度でございま

考るべきじやなかろうかと考えて、います。なお、一例でござりますが、四十三年度でござりますが、物価が四・九%の時点があつたわけでござりますが、このときには公務員給与の上昇率を勘案しまして、五%以下にもかかわらず恩給増額をしたという過去のいきさつがございます。

○ 説明員（大蔵次官行雄君） 今後の恩給年額の調整の見通しでござりますが、私ども恩給に関する限り、前進の形をとつたということで、賛成と申しますか、その考え方を支持しておるのでですが、スライド制についてはどういう考え方を政府は持つておられますか、今後の見通しとして。

は、これは一応追加費用としていいでございま  
すが、それ以後は共済組合の財源を繰り込むと思う  
うわけでございますが、その場合の費用が、いま  
のところどう大きくなないのでですが、今後ともずつ  
と増加していくと思うのですが、その財源負担につ  
いて、これは国家公務員との関係もありますが、  
政府としてどういう考え方でおられるか。そ

○説明員(佐野謙一) 当初は昭和四十二年度におけるところの年金額の改定の法律でございました。それが題名が変わりまして、現在、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に關する法律、その第三条に地方公務員、いま部長が申し上げました附則の第十二条に國家公務員の関係が書いてございます。

• 100 •

前から五、六回やつておりますが、ずっと前の人会での恩給が非常に低かったということから恩給審議会でああいう答申を出したので、いま私が質問している考え方、趣旨とは全然違いますよ。以前の問題は、あまりにも前に年金が低いので早急に上げなくちゃならぬという運動も展開して、そうして恩給審議会がああいう答申を出したわけで、いふま言つていいのは今後の問題、これはスライド制と関係があるから私は尋ねているのであって、前の問題について、それはもう物価が上がるといつても、もつと上げなければならぬ事態があると思うのですよ。長い間年金が上がつてないのですから。これはもう別だと思うのです。そこで、こういふ論議をしておつてもあなたには通じないと想う。政府の基本的な方策ですが、しからばもう一度聞くいておきます。年間5%ということになつておるのですが、これは一年で5%であるけれども、二年経てば10%近く上がる場合もあるわけですね。その場合にはそれを基礎に、たとえば四十七年度は物価が4%、それから四十八年度は5%、合わせて9%になれば、9%という基礎で上げる改定時点からその上げるべき指數の上昇率といふものを考えておりますので、したがいまして、いま先生の言われましたように、ある年度は3%、その次の年度は4%という場合には、最終の年金額の改定の時点から7%程度になりますですね、増額改定する、こういう考え方になろうかと思いつ

りにおきましては、過去二年、調整規定の埋め合  
わせしたのを含めますと過去三年でございます  
が、三年 恩給審議会の答申の趣旨に沿いまして  
増額をしておるわけでござります。で、このやり  
方でござりますが、これも先ほどちょっと触れ  
ましたが、先般の内閣委員会の席上で、大臣が  
はつきりと、一つのルールが確立できたら、こら  
いふことを言われております。ただ、公務員年金  
を例にとりましても、恩給以外に共済といふもの  
がござりますし、しかもその増額に関する規定が  
全く同文でござりますので、このルール化された  
ものをさらに法令化するという意味でのスライド  
制という点になりますと、やはり他の年金制度と  
の関連も考慮する必要があると、こういう御答弁を  
されておるわけでございます。ただ恩給につきま  
しては、いわゆる自王的には一つのルールができる  
上がった、かようにはつきり言われております。

○山本伊三郎君 それじゃ自治省にお尋ねします  
が、いま恩給局関係からああいう答弁があつたの  
ですが、自治省としては、公務員の年金は一応恩  
給に準じて考えておるのだ、そういう考え方で  
やつていくことについて、われわれ理解しても間  
違いないですね。恩給局の言われたそのいきさつ  
は別として、それに準じてやつていくという方針  
は自治省として持っているかどうか。

○政府委員(山本明君) 現在の段階におきまして  
は、恩給に準じて年金の改定を考えていただきたい  
このように考えております。

○山本伊三郎君 それじゃ、恩給の場合は政府が  
すべて財源を持つて、恩給受給者に対して年金の  
負担をするのですが、国家公務員、地方公務員の

○政府委員(山本明君) 現在のとつております三者負担の方式といふのは、やはり統けていくといふかが、たゞ財源があるからそこから出しておるというだけであつて、もうすでにやめた人についての増額分の費用については、三者負担、言いかえれば現在、本人の掛け金と、公共団体からの負担金、國の負担金、三者でやつておりますけれども、これによつてやつていく、増額分の財源負担をするといふ明らかな規定はまだないと私は見えておるのであるのですが、その点どうですか。

それから第三条でござりますが、「費用の負担」といたしまして、「前二条の規定による年金額の改定により増加する費用(次項に規定する費用を除く。)」のうち、施行法第十一条第一項第五号第六十八条第一項第二号、第九十条第一項第二号又は第百二十二条第一項第二号の期間(以下この項において「施行日以後の組合員期間」といふ。)に外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、国、地方公共団体又は地方公務員共済組合が負担し、施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、新法第百三十三条第二項第二号及び第四項、第一百四十二条(第三項を除く。)並びに第一百四十二条第一項、第二項及び第六項の規定の例による。」こうしておりまして、施行日以後の、いわゆる新法の期間につきましては、本法十三条に規定するところの三者負担、公的負担の百分の十五、残りの百分の八十五を労使折半負担といふことにいたしております。

○山本伊三郎君 法律の分はそれでいいんですけれども、現実にその財源率の問題になるのですが、これまでいまの財源率でいき得るということに理解していいですか。法律はそういうことで、三者負担でやるということで国会で承認したのだから、ここで文句を言うわけにはいかないと思うのですよ。財源率は、そのまま計算していくるといふことになるのですか。

○説明員(佐野政一君) お答え申し上げます。

本年度の改定に関するところのただいまの三者負担の関係でございますが、財源率への影響は

十 着 し、こ狙して、狙は日後走ひう、算過に致つて、資金

○日本伊三郎君 じゃあ、一点だけ聞いておきま

場合は、昭和三十七年十一月三十日以前の場合

だれ。

分の〇・一五七七でござります。昭和四十二年三

から四十三年度、四年度、五年度、それと今回の改定がございますが、合わせまして財源率への影響は千分の〇・三六四五でございます。そうした点からいたしまして、現時点で、これによつて財源率を再計算し改定するという必要はまだないかと、このように考えております。

○山本伊三郎君 そうすると、将来それがずっと額が多くなつてくると財源率に影響するから改定するということですが、少ないから影響ないとおうのは私わからないと思つんですね。金があるないは別です。これは積み立て方式だから、幾らも金はあるでしょう。それは上げなくて十年や二十年は持つていける。いけるんだが、私が言つているのは、それでペイがしておるかどうか。千

分の〇・三何ぼくらいのものであるけれども、その分はいまの財源で吸収されていくといふ、こういちあなたの言であるが、それとも、これはこれだけ不足しておるんだけれども、いまの資金の状態からいって財源率を変える必要がないと、こういふ趣旨であるか、この点明らかにしてください。

○説明員(佐野政一君)

現在のこの責任準備金の

運用利率は一応年五分五厘としておりますが、現在各共済組合とも運用利率が六分以上になつております。そつした点を考慮いたしまして、現在直ちに改定する必要はないだらう、このように考えております。

○山本伊三郎君 そうすると、それ以上言わないとおうするところ年金の増額、やめた人の年金の増額といふものをやらないとすれば、それだけ財源率を減してもいい。言いかえれば掛け金を下げるといふことに通ずると思つたんですね。いまの予定利率の差額の問題があるから。そういう趣旨を受けとられては困るのではないか。この点どう思いますか。

○説明員(佐野政一君) この年金額の改定に要する経費といふものはきわめてわずかな金額でござりますので、ただいま申し上げたように考えておるわけでございます。ただ、だからといって財源率を、これを改定をしなければならぬ、財源率を改

正をして少し下げるべきだというふうには私ども考えておりません。

○山本伊三郎君 下げるとは言わないんですかね、財源率からいつてその余裕がある、そういうことであります。余裕があるから続けるといふんで

しょう。それが支出する義務のある費用以上に、千分の〇・三ぐらいたらこの率でいけると、こういうんでしよう。いまの掛け金率でいけると、こういうんでしよう。余裕があるから続けるといふんで

しょう。それが支出する義務のある費用以上に、一千分の〇・三ぐらいたらこの率でいけると、こういうんでしよう。いまの掛け金率でいけると、こういうんでしよう。余裕があるから続けるといふんで

です。

二〇%やつておるわけです。これは後払い精算負担となっておるわけでございますけれども、これはどうですか。もし國の負担が一五%から二〇%

まで上がるとき、いまの問題なんか吹き飛んでしま

うと思うのですがね。今後当分の間、年金を増額

したつて、掛け金を上げるということは出てこな

いと思うのですが、その点は大蔵省の関係はどう

なつてますか。

○山本伊三郎君 自治省の方、これはどうです

うと思うのですがね。今後当分の間、年金を増額

したつて、掛け金を上げるということは出てこな

いと思うのですが、その点は大蔵省の関係はどう

なつてますか。

○説明員(佐野政一君)

おつしやいましたよ

に、厚生年金が百分の二十でございます。で、地

方共済は百分の十五でござりますので、われわれ

いたしましては、百分のこれを二十にしますと

いうことで、大蔵省と折衝をいたしております。た

だ大蔵省におきまして、なかなか百分の二十にす

ることにつきまして御異論があるようでございま

して、われわれとしては、厚生年金あるいは国共

とも最初の出発は百分の十であり、それからだん

だん時間を経るにしたがつて、厚生年金のほうが

百分の二十になり、国共、地共のほうが百分の十

五でございますから、当初の経緯から見て、ゼ

ーハーの影響もこの地方公務員の共済組合よりも若干

高いはずでございますが、まあ国共法のほうにお

きまして、まだそのような改定といふことをま

で至つておらないわけでございます。そうした点

で、国の共済組合、公企体の共済組合等も考慮い

たしまして、今後検討いたしたい、このように考

えております。

○山本伊三郎君 それじゃ大蔵省をきょう呼んで

ないのですが、国の国庫負担がたしか一五%しか

ちょっとと説明していただきたい。

○説明員(大屋敷行雄君)

今までの改定で、増加恩

給なり公務扶助料の最低保障額の引き上げとい

うこととはやつておりません。

○山本伊三郎君 おつしやいましたよ

に、財源率からいつてその余裕がある、そういう

ことであります。余裕があるから続けるといふんで

です。

○説明員(佐野政一君)

下げるのは余裕があるから続けるといふんで

です。

で、地公済におきましても通算をするということが主たるものでござります。

○山本伊三郎君 抑留期間の通算が認められるようになつたのですか。

○説明員(大屋敷行雄君) そのとおりでございま

す。

○山本伊三郎君 それじゃ、いまどうなんでしょう。ぼくは内閣委員会でいろいろやつておつたときからみると、満鉄とかそういう満州国政府におつた人の、片道であつたのが全部往復になつて、そのまま全部やることになつたのですか、恩給通算の場合ですね。今まで内地で公務員やつておつて、それから満州国政府の職員になつて、それで帰つてきた場合には通算の措置があつたのですが、満州國自体で雇われて、そして戦後こちらへ帰つてきて公務員になつた場合には、それは通算しないとかなんとかいう措置があつたのですが、もうそれは全部通算措置になつておる。しかもそれは資格通算じゃなくて実質的に全部通算することになつておるのかどうか、この点いまわゆる満日、満州国政府に就職いたしまして、終戦後帰りまして日本の公務員に再就職した、こういう方の通算だらうと思いますが、この点につきましては昭和三十六年に通算することにしておいでございます。その際恩給の最短年限までを通算するといふことにしておつたわけでございます。

それが四十四年の法律改正で、いわゆる外國政府等の職員期間はこれはフル通算することにしております。で、その通算の態様は、いわゆる恩給年額を裏づけしておるわけでござります、恩給額も裏づけしております。今度の改正は、さらにそりう方がソ連、中共等に抑留されました場合ですが、この抑留期間につきましては、今回の改正で、歸国するまでの間これを通算し、かつ金額に反映させる、こういう改正をしておるわけでござります。

○山本伊三郎君 満鉄の場合、どうなつておりますか。

○説明員(大屋敷行雄君) 同様でございます。

○山本伊三郎君 もう一へん、戦地加算の問題相

地は三年に増加しておりますが、戦地加算と云ふのはま

るきり戦前のようなものが実現しているのですか。

○説明員(大屋敷行雄君) 戰地の加算でございま

すが、これは軍人恩給が復活いたしました昭和二

十八年に、終戦前でございますが、いわゆる恩給の

最低を受けておつた者、こういうものは資格期間

として軍人恩給発足の二十八年当時から見ておる

わけでございますが、その後昭和三十六年の法律

改正で、いわゆる最低を受けておらなかつた者に

つきましては資格期間として見るという改正をし

たわけでございます。で、今回はさらに戦地外

の、いわゆる戦務加算以外の加算につきまして

です。それでございまして、終戦後同じように全部取り扱う、そういう改正を

しております。したがいまして戦地外の勤務につ

きまして加算をつけられておつた場合があるわけ

でござりますが、そういう場合もすべて今度の改

正で認めるということにしております。

○山本伊三郎君 そうすると何ですか、終戦当時

一度マッカーサー指令で廢止されまして、二十八

年に軍人恩給が復活されましたね。その当時認め

でござります。その際恩給の最短年限までを通算

するといふことにしておつたわけでござります。

○説明員(大屋敷行雄君) そのとおりでございま

す。

○山本伊三郎君 そうすると、公務員の場合も通

算措置はそれに準じてそなつておるのですか

ね。同じことですね。

○説明員(佐野政一君) 公務員共済組合の場合に

は、軍人の加算年は組合員期間に算入しないとい

ます。ただ、その戦地加算といふのは、実務年数がかり

に七年であったのが、それが三倍になり三七、二

十一、二十二年間を在職したといふ計算で、これは

受給されておつた人以外に相当ふえたと思うので

ります。で、その通算の態様は、いわゆる恩給年

額を裏づけしておるわけでござります、恩給額も

まして、いまの例でござりますと二十一年の在職年になるでございますが、恩給金額は実在職年、つまり実際に勤務した年数の七年分に相当す

る額が支給されるわけでござります。

○山本伊三郎君 それは年金が出るのですが、実

質的効果はどうですか。資格期間だけ与えるとい

うのですから、たとえば実年数だけでは資格がな

かつたけれども、しかしその戦地加算をすると資

格がとれた、言いかえれば、十年で資格はとれる

けれども、それは二十年になったから資格はもち

ろんありますが、実年数が七年だから七年分に計

算して年金を出す、こういう方法の域を脱しない

のですか、いま……。

○説明員(大屋敷行雄君) 一般的にはそういう金

額の計算方法をしておるのであります、ただ七

十歳以上の老齢者の方、それから妻子の扶助料を

受給しておる方、こういう方につきましては、い

わゆる最短年限まで見る、つまりいまの例でござ

りますと、実際に勤務したのは七年でござります

が、恩給金額は、軍人の場合でござりますから十

二年まで支給する、こういう考え方であります。

○山本伊三郎君 それは高齢とかそういう遺族と

かいう特別な人を指定するのですか。

○説明員(佐野政一君) そのとおりでございま

す。

○山本伊三郎君 そうすると、公務員の場合も通

算措置はそれに準じてそなつておるのですか

ね。同じことですね。

○説明員(佐野政一君) 公務員共済組合の場合に

は、軍人の加算年は組合員期間に算入しないとい

ます。ただ、その戦地加算といふのは、実務年数がかり

に七年であったのが、それが三倍になり三七、二

十一、二十二年間を在職したといふ計算で、これは

受給されておつた人以外に相当ふえたと思うので

ります。で、その通算の態様は、いわゆる恩給年

額を裏づけしておるわけでござります、恩給額も

裏づけしております。今度の改正は、さらにそ

う方がソ連、中共等に抑留されました場合ですが、この抑留期間につきましては、今回改

正で、歸国するまでの間これを通算し、かつ金額に

反映させる、こういう改正をしておるわけでござ

ります。

は、実際の軍人の実在職年七年と、それから公務員として就職した期間、これによって施行法十二条の一定の率によつて計算する、このようにいたしております。

○山本伊三郎君 そうすると公務員の場合には、軍人の期間が、かりに七年でも十年でもいいです

が、七年、公務員の場合が二十年ですから十三年

ですか、それは資格取れますね。地方公務員の場

合、軍人の期間、これはもう戦地加算でなしに、

実質年数でしょ、二十年の場合、その二十年間

について、これらの年金の基礎になるのです

か、そうしてそのやめるときの給与三ヵ年平均に

なるのかどうか別として、それ計算して出してお

るのですか、いま……。

○説明員(佐野政一君) 御指摘のとおりであります。実在職年を基礎にいたしまして計算しております。ただ、一つの例として、軍人の在職期間が七年で公務員の在職期間が八年しかない、適用されただいまのよな加算年に算入されまして軍人恩

給の受給権が生ずるということになりますと、共

済法上の退職年金の受給資格の特例が働くように

いたしております。ただ、額につきましては、あ

くまでもその実在職年の十五年を基礎として計算

する、このようになつております。

○山本伊三郎君 それでは、年金の問題について

は以上で大体明らかになりました。

次に、最低保障は今度は十五万円にしたんです

ね、年金の最低保障。これは次の項にあります

が、十五万円ということになつているようです

が、これは十五万円にしたという計算の基礎、理

由と申しますが、それはどういうことですか。

○説明員(佐野政一君) これは今回厚生年金の最

高限が従来の十万円から十三万四千円と三万四千

円上がつております。そうした關係も考慮いたし

ましたのと、もう一つは國家公務員の一等級の最

高限が十八万円一千二百円でございます。そうした



る。総合的にそういう意味で研究してください。

○委員長(若林正武君) 暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時四十九分開会

○委員長(若林正武君) 地方行政委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。  
本日、西田信一君、鳴崎均君及び中村喜四郎君が委員を辞任され、その補欠として矢野登君、渡辺一太郎君及び長屋茂君が選任されました。

○委員長(若林正武君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

地方自治法の一部を改正する法律案の審査のため、五月十九日参考人の出席を求め、その意見を聽取ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正武君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(若林正武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(若林正武君) 休憩前に引き続き、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○山本伊三郎君 もうちょっと先に年金にかかるのばかりまして、遺族年金の資格年限ですが、厚生年金の場合には、たぶん六ヶ月の被保険者の資格があればいいと思う。このほうは、地方公務員共済組合法と国家公務員のほうはまだ十年となつていてると思うんですが、それは改正するような意向がこの前明らかにされたと思うんですが、これはまだ

なつておりますか。

○政府委員(山本明君) 先生のおっしゃいましたように、在職死亡の場合の遺族年金の受給資格が十年でございます。おつしやいましたように厚生年金が六ヶ月でございます。これをわれわれはさきの国会におきましても何とか期間を短縮したいというお答えをいたしまして、その後関係方面と折衝したわけございます。何んにも旧国共法の二十年といふ要件から発足した沿革がございまして、十年を下げることにつきまして非常に問題がございまして、しかし、一応下げる方向は出てまいつたのでござりますけれども、しかばばここまで下げるかという問題がござります。十年だから半分の五年でいいじゃないかという御意見等もございまして、検討してまいつたんでござりますが、もう少し時間をかしていただきまして、この年限の短縮をはかりたい。五年がいいのかあるいは厚生年金並みに六ヶ月がいいのか、あるいは一つの考え方として、非公務の私傷病関係の廃疾年金が一年になつておりますから、その辺まで、共済制度としては最低限一年というふうをとつたらいいのか、若干まだ最終的な調整ができるかねましたので、今国会には提出ができるなかつたわけでござります。この次までには、短縮の方向で改正をいたしまして御提出を申し上げたいと、このように考えておりますので、御了承いただきたいと思いまます。

○山本伊三郎君 これはぜひやりてもらいたいと思ふんですがね。どうですか、いま交通事故その他の相当多くなつておるから、財源率、お金の費用が相当ふえておるかも知れませんが、厚生年金なんかのデータ見ると、あまり遺族年金でそう大きな財源とつておらないと思うんですが、地方公務員の場合、そういう遺族年金の受給者の調査、データ出しておりますか。年間どれくらいの、今日まで支給しておる。私の言うのは、遺族年金はそれから、これは簡単な問題ですが、退職一時金の選択権は、男子の場合はこれはもう消えておありますね。女子の場合には、今度法律で若干これまではこれが別ですけれども、厚生年金につけています。

○山本伊三郎君 ちよつと先に年金にかかるのばかりまして、遺族年金の資格年限ですが、厚生年金の場合には、たぶん六ヶ月の被保険者の資格があればいいと思う。このほうは、地方公務員のほうはまだ十年となつていてると思うんですが、それは改正するような意向がこの前明らかにされたと思うんですが、これはまだ

は、現在、これは昭和四十四年度の決算でございますが、公務上の年金受給者が千百八十二名、公

務外が三万四千二百六十七名、合計して三万五千四百四十九名でございます。年金額が、これは十四億七十四万九千円でございます。

○山本伊三郎君 これは昭和三十七年、新法できてからの数字ですか。

○説明員(佐野政一君) 新法施行後でございます。

○山本伊三郎君 さしあたり、厚生年金の場合と若干違うと思うんですが、とりあえず一年くらいの受給資格という考え方のほうがいいと思うんですがね。公務の場合はこれは問題がない。これはもちろん事業主の責任でやるんですから。公務員災害補償もありますからね、これは私いとと思うんですが、公務外のものについては一年くらい、厚生年金のように六ヶ月ということについては、また財源率にも影響するかしらぬと思いますが、しかばばこの年金受給者はいわゆる公務を除いて三万四千二百六十七名ですか、そろすると、遺族一時金の場合はどれくらい件数がありますか。これは非常に参考になると思うんですね。

○説明員(佐野政一君) 昭和四十四年度の決算で申し上げますと、遺族一時金は七百九十八名で、金額にいたしまして一億一千三百二十七万九千円でございます。

○山本伊三郎君 それはひとつぜひその点は考えてもらいたいと思うんです。それは、遺族年金は相当重要な要綱でありますから、ぜひとつ受給

資格年限を、少なくとも漸進的に、一年ぐらいために引き上げておられます。共済組合のほうといたしましては、従来から長期、短期の掛け金とともに

○説明員(佐野政一君) 今回の制度改正におきまして、健康保険のほうでは最高限が従来の十万円を二十万円に引き上げてございます。それから厚生年金のほうが最高限の十万円を十三万四千円に引き上げております。共済組合のほうといたしましては、従来から長期、短期の掛け金とともに

じ給料額を採用いたしております。そうした点で、厚年と健保との上げ幅も考慮いたしまして、やはり引き上げるべきである、その場合に、現行の十五万円を一昨年引き上げました際の取り扱い

が、厚生年金の最高限度額を四万円引き上げましたので従来の十一万円を十五万円にしたいときさつもございます。そうした点で、厚生年金が三万四千円引き上げられておりまして、こちらのほう

といたしまして、健保との関連も考慮いたしまして十八万五千円ということにいたしました。長期給付、短期給付の掛け金とともにこの金額を使いうよう

○説明員(佐野政一君) 女子の方々の一時金を受ける方が非常に多くござりまするので、われわれ

といったとしても、本来の趣旨に沿いますならね

これを延長すべきではないと考えましたけれども、非常に御希望が多うございましたので、五一一年の五月三十一日まで延期をする、五年間延期をするというふうにいたしました。

○山本伊三郎君 退職一時金の問題、通算年金とのこれは関連性がありますから、ひとつ一応私は認めていたと存じます。これは一応私は認めていたと存じますが、今後引き続いてこの問題については、通算退職年金の措置とともに総合的にひととで考える必要があると思います。

質問しておれば幾らでもあるんですが、長期給付についてはその程度で、漏れておったままだと思いまして、その程度でとめたいと思います

が、それから掛け金の限度額を十八万五千円に引き上げられるといふですが、これはおそらく健保

とで申しますが、その程度でとめたいと思いまが、それから掛け金の限度額を十八万五千円に引き上げられるといふですが、これはおそらく健保

とで申しますが、その程度でとめたいと思いまが、それから掛け金の限度額を十八万五千円に引き上げられるといふのですが、これはおそらく健保

とで申しますが、その程度でとめたいと思いまが、それから掛け金の限度額を十八万五千円に引き上げられるといふのですが、これはおそらく健保

とで申しますが、その程度でとめたいと思いまが、それから掛け金の限度額を十八万五千円に引き上げられるといふのですが、これはおそらく健保

とで申しますが、その程度でとめたいと思いまが、それから掛け金の限度額を十八万五千円に引き上げられるといふのですが、これはおそらく健保

○山本伊三郎君 共済組合はいわゆる年金と医療給付が従来同じように規定されておる一つの法律にあるんだからそうなりますが、私はやっぱり長期の年金と医療給付との掛け金の最高限度額を変えてもいいんじゃないかと思うのですね。短期給付のほうはどうしてもやはり実情から見て、最高度額が民間の健保、厚年のように、健保は二十万円、厚生年金の場合は十三万四千円、相当の開きがあるが、これには理由があると思うんですね。したがつて、この点は一つ分けて考える必要があるんじゃないかな。従来は一緒にやっておりますけれども、共済組合も短期と長期の掛け金の限度額を二本建てにするという考え方ではないですか。

○政府委員(山本明君) 先生の御意見もわかるん

いまのところは分けておりません。分ける気もい  
まのところは持っておりません。

年金の場合は掛け金の基礎となるわけでございま  
すが、年金支給の計算の基礎の限度額になります  
からね。したがって、年金の場合には掛け金の限度  
額が上がるということはむしろ高所得者に私は非  
常に有利、利益になると思う。プラスが相当出で  
くると思います。これはここで言うのはどうかと  
思いますが、地方公務員の場合は、議員の場  
合は別の互助年金制度を持つておるんですが、市  
長とか助役——市長の場合は公選であるけれども、  
地方公務員共済組合に入ってるわけなんですね。  
だから、こういう点で私は分けたほうがいいんじや  
ないかと思うんですがね、財源率からずつと計算  
してみると。だからそういう点で、市長の場合  
は、何でしょ、年金つくのは十二年でつくんじや  
ないですか。十二年でしょ。一般的の組合員は二十  
年の受給資格権を持たなきゃいかぬですから、計算  
しますと、特別職だから優遇するのはいいけれ  
ども、同じ共済組合の中で金を持っていくという  
ことは、どうも合点がいかぬですがね。年金のつ  
く期間も早いし、給料も非常に高いし、そういう

点、しかも市長になる人については、職員からずうときておる人もあるし、途中で入る人もありますからね、非常にその点は不合理な点があるんですね。だから、ああいう公選で、期限を切られて、当選して四年間ですか、そういう人を職員と同じような形で考える、共済組合の組合員として置いておくことについて、私はどうかと思うんですね。何か分離する方法ないでしょうか。優遇するのはいいんでござりますけれども、財源がほかのほうの一般職員から持っていくというふうな誤解を受けてもいかぬですがね。そういう方法を、実はこれは法律できるときもほくは言いましてけれども、そういう考え方に出ないものでしょうかね。

て、地方職員共済と、指定都市共済、都市共済等の長の財源率については、二五%上げた額をもつて計算し、掛け金率を徴収しております。○山本伊三郎君 この共済組合制度自体については、若干いろいろと立法するときに問題があつて、私もやつたのですが、総合的に考えますと、これはいい悪いは別として、自治省がそういうことを知つておられるかどうか知りませんが、長として相当期間つとめますと、特別な、いわゆる何といふのですか、退職金というのですか、労働金といふのですか、相当出るんですね。大きい市なり、知事なんかになると、何千万円といふ、これは労働金といふのですか、出しますね。そういうことは優遇措置か、労働に対する報償か知りませんけれども、そういう特殊な身分のある人が、また一般職員と同じような福利厚生施設である共済組合で、そういう優遇された権利も与えるということについては、社会的な、一般的な私は良識といつてしましては異論があると思います。総合的にやはり考えなくていいかと思いますが、一般職員の場合は、國家公務員、地方公務員を問はず、やめたのちの生活の保障ということでこの制度は実はつくられた。それに、そういう知事とか市長とか、そういう人が特別な形で、いまの社会的な地位と優遇、優遇ということはどうか知りませんが、保障されている。それを認同するということについて若干、一般の抵抗があると思いますね。したがつて、そういうことをやるということについて、いけないということを結論を出すわけでもないのですが、均衡論から言って問題があると周うんですが、これを考え方があるのか。共済組合の運営自体については、あれは地方公務員年金をつけるという特例を認める。計算についてあるから、市長である、助役であるから地方公務員であるからこれに該当させるということである。しかし、それは公選制であるから十二年で年金をつけるといふ特例を認める。計算についてあるから、その給与のきめ方自体も、公務員の場合と、

市長とか知事とか、こういう場合は違うのですから、特別職であるから、そういうものを混合して、同じ地方公務員共済組合で年金の制度を該当させて、計算して年金を出すということは私は若干の抵抗があると思うのですが、そういうことを考えられているのかどうか、それは当然それでいいんだという考え方であつたのか、この点ちょっとはつきりしておきたいと思います。

○政府委員(山本明君) 先生のような御意見もあるうかと思いますけれども、何んにも発足いたしまして短い期間でござります、まだそこまで立ち入って検討しているとい々段階ではございません。まだまだ共済組合としてはいろいろ問題をかかえておりますので、その面での解決への努力をいたしております、そこまでは、率直に申しまして検討いたしておりません。

○山本伊三郎君 これはいまそういうことを言うのは無理ですが、それでは自治大臣に、質問しませんが聞いていただければ、参考にしていただければ、こうだと思いますが、やはり年金制度のいわゆる制度に対する一つの考え方、メリットと申しますか、社会的位置づけといふものと、やはりそういうものを総合的に考えて、やはりあいう人については年金を出すのはけつこうです、議員にも、われわれにも年金制度はあるのですから。おのおのやっぱり年金制度の趣旨があると思うのです。しかしこう見ると、ちょっとこの問題については一般の人は知りませんよ。一般の人は知りません、そんなことは。市長なり知事が地方公務員共済組合に入つて、適用されて年金をもらう。そんなことは考えておりません。知りません。議員の場合には地方議員でも議員の互助年金があるから、できたといふことはわかっておりますが、だからそういう件が、私はここでどうこうせいといふ追及はしませんが、何か別に考える方法があるんじゃないかな。また、一般的な給与の問題にいたしましても、公務員の場合はちゃんと給料表というものがあつて、職階給があるのでですか、知事とかそういう方にはそういうものは全然

○山本伊三郎君 一応してあるわけでございます。  
　　そういう給与の計算の基礎ですが、掛け金の計算の基礎に影響しないというと、健保のほうは準報酬でやつておるのですが、三ヶ月を限度に準報酬を決定しておるのでですが、修正されたかうが知りませんが、もとの原案では、夏期手も、いわゆるボーナスですが、そういうものをやるというような意向は明らかであつたのですが、それはもうきめておるのでですね。

○政府委員(山本明君) 健保のほうは、そういうボーナス分も全部入れて計算をするということなつておるわけでござります。

○山本伊三郎君 そうすると、地方公務員、国公務員、その他組合管掌の被保険者には、それ

該当しないようになつておりますか。それとあ  
る程度の改正案については、料率の限度の引  
上げは政府管掌であつて、いまの標準報酬の計  
算方式といふものは、一般の組合管掌にもあれ  
ど適用することになつていますか。これは私ども  
年の懸案でござります。

○政府委員(山本明君) ちよつと私のほうで、  
分わかりませんが、われわれのはうで聞きました。  
た、また聞いております範囲におきましては、  
部總報酬で掛け金の基礎をきめるのだといふを  
伺つております。

○山本伊三郎君 私どもそうだといふので、今  
ために聞いたのですが、そうすると、それは共  
済組合には影響しない、共済組合は御存じのよ  
うに標準報酬方式じゃないから、給料額で基礎をと  
おるから、これは無関係でいいという考え方  
いいのですね。

○政府委員(山本明君) そのような考え方でござ  
ります。

○山本伊三郎君 そういう確認のもとで、実はな  
く期給付の表をこれは調べさせて持つて来させた  
ですが、健保の限界千分の七十を本俸、給料に  
算して九二%になると思うのです。最高限度の  
保の場合、標準報酬ですから、給料の方式に変

○山本伊三郎君 これはたびたびやっているので、すから、私の言うことがそのつど立ち消えると、あきらめたと言われるからまたきょうもやるので、すが、この医療保険にいたしましても、もちろん長期給付も同じであります。特に医療給付といふものは、職場からくる疾病と申しますか、公害といふものは、一応除いても、職業的にくる疾病といふものは相当あるわけです。長期給付の場合も、職場によつては格差があります。どつともいえないのである程度事業主が多く持たなければならぬという職場があるわけです。それをいかなる場合もこれは折半ということで規定されることについて、医療保険の本質上これは私は問題があると思うのです。これは社労委員長しておつたときの厚生大臣に相当やつた問題で、理屈は理論的にはそこでござりますので、いま民間のほうでは、たとえば製鉄会社の職場なんか見ましても、事務職員の組合と現場の組合と負担割合も変えている。その職場の環境によつて変える、もちろん業務上からくる災害については労災保険があるけれども、労災保険の網にかかるないわゆる疾病といふのがあるんですね、そういうものは健康保険でみんなやっておるわけです。言いかえれば、事業主が負担を当然すべきものをいわゆる被保険者に行なわせるということについては、医療保険、社会保険の原理に反するから、そういうふうになつておりますね。それならなぜ、政政管掌はそうせぬじやないかといつたら、政府管掌ではその選択が非常にむずかしいから結局画一的に折半になつておるんだ、好ましいことはないといふことになるのですが、自治省としてもそういう点に深く考えをいたして研究をするお考え方ありませんか。地方公務員のたとえば清掃の現場とか、いろいろ危険を伴うといいますか、海上で働いている人々とか、いろいろ業務上のいわゆる公務災害といふのはではなくして、いわゆる環境からくる疾病率は相當あると思うのです、そういう場合、同じようによつて折半して掛け金を出さすというのに私は異議があると思うのですが、その考え方について自

治省はどう考えておりますか、ちょっと聞いておきたい。

○政府委員(山本明君) いまおっしゃいましたよ

うに、なかなか種類分けといいますか、区分のしかたが非常にむずかしいんじゃないかと思つております。特に公務員の場合におきましては、現業の中でもいろんな問題がございましょうし、一例と

して清掃関係をおあげになつたのでござりますが、検討の要はあるとは思ひますけれども、御期待のように具体的にまた実態に合つたそういう区分をすることは非常にむずかしいんじゃないだろ

うかと、このように私は考えております。

○山本伊三郎君 実態がむずかしいけれども、そういうものを好ましいと、そなうあるべきだという考え方をとつてもらいたい。大体日本の、特に皆

さん方公務員の場合の考え方は、常に一つだけやつたらそれになれちやつてすつといつちやうと

いう考え方が多いですね、それは官僚の悪いところだといふ人もありますけれども、やはり世の中

は進んでおるし、またそのときどきによつてやは

り時代が違うのでありますから、一度きめた制度

でも、やはりほんとうにそなうすることがその法の精神にかなうとすれば、みずから改正をしてもら

いたい。しかし、先ほどいわれましたように千分の九十二を上回った場合、言いかえれば負担金千

分の四十六を上回る場合には、これは組合員対しては負担させない、政府のほうで見る、このこ

とだけは約束をされたことはきょうの大好きな前進

ですから、大臣がちょっと立たれておりますけれども、政務次官はその辺十分ひとつ、十分じゃなくてそのとおりといふことで、確認してもらいたい。

○政府委員(大石八治君) 千分の四十六を上回る分については、先ほど公務員部長からお話をありましたとおり、地方自治体でいわゆるそれを補助するという形にしまして、その上でそれに対して政府のほうが特別交付税なりその他の——特別交付税でいくことだと思いますが、措置をするといふ考え方で進みたいと思っております。

○山本伊三郎君 それから、次に、地方団体関係団体職員共済組合法——これは何ですか、いま地

方公務員共済組合法の一項の改正に伴つて、給付その他は同じような改正内容ですか。

○政府委員(山本明君) 全く同じ改正内容をいたしております。

○山本伊三郎君 それから、議院修正であり、提案者も歸られたのですが、政府でお答え願つたらけつこうですが、今度新たに関係団体職員共済組合に地方住宅供給公社、地方道路公社を加えると

いうことになつて、修正が衆議院で通過しているのですが、この二つの公社で組合員どれだけの数か、自治省でもつてわかつておれば、なつているのですか。

○政府委員(山本明君) 地方住宅供給公社が大体二千八百人ほどでござります。それから地方道路公社のほうは、まだ発足したところが一つでござ

りますので、二、三十人の数でございますが、この九月に、地方におきましては議会で設立をされると、いうことが予想されております。そういたしますれば、大体法律の施行の十一月一日ころには約千人程度になるのではないだろうか、こういう推定をいたしております。

○山本伊三郎君 それでは、現在までに地方団体関係団体共済組合の被保険者というのは、組合員総数で幾らになつておるんですか。

○政府委員(山本明君) 全体といたしまして五千五百人ほどおります。

○山本伊三郎君 この五千五百人で、長期給付の場合はそれで維持して、将来安定性持つておるのですかね。この点どうです。

○政府委員(山本明君) 千分の四十六を上回る

分についても、その辺十分ひとつ、十分じゃなくてそのとおりといふことで、確認してもらいたい。

○説明員(佐野政一君) この組合の長期の財源率につきましては、地方公務員と同様な方法において再計算いたしたわけでござりますが、長期にわたりて安定した運営ができるのじやないか、その

ようと考えております。

○山本伊三郎君 いまはこれでいいけれども、こ

ういう公社というのは将来永久に存続するかどうか、特に地方道路公社なんかについては、道路の

計画完成と同時にいろいろ変わつてくるのです。が、これ一度にやめるということになつたらいふですね。地方公務員みたいに百万人近い組合員であれば、これはゆるぎようがない基礎があると思います。五千人や一万人ぐらいで、この場合もちろんこれは、政府はその場合に緊急措置をす

ると思うのですが、ちょっと問題があると思うのですが、いつそのこと共済組合のほうに吸収するということはできないのですか。

○政府委員(山本明君) 公務員のグループの共済会、公務員ではないが、仕事の内容、あるいは給料、勤務条件等が公務員に類似をしておるという職員をつかまえまして、団体共済という制度をつくりましたので、これを一本化するという考え方にはいまのところは持つておりません。別々でいいのではないかと、このように考えておりま

す。

○山本伊三郎君 その場合、どうなんですか。一般の共済組合、言いかえれば、地方公務員から準

地方公務員、いわゆるこの公社にかわつた場合の年金の通算措置といふものは、あれは通算措置をすることになつておるんですか。これは公的年金だから通算できるはずですが、この点はどうなつておるんですか。

○説明員(佐野政一君) 公務員といいますか、地方公務員がこうした関係団体の職員になりまして、もう一度公務員になるというような場合には、これは公務員をやめた際に復帰希望の申し出をさせまして、そしてその間は共済組合のほうの給付を差しとめます。団体共済組合員として在職し、公務員に復帰しました際に、団体共済組合のほうからその責任準備金を公務員共済組合に移管しまして、通算するということにいたしております。

○説明員(佐野政一君) そのとおりでござります。

○山本伊三郎君 次に、衆議院の附帯決議につきましては、地方公務員と同様な方法において再計算いたしたわけでござりますが、長期にわたりて安定した運営ができるのじやないか、その

だけの問題でございまして、国家公務員と団体共済との間はそういう措置はございません。もう一

つは、団体の職員が公務員になつて、団体へ帰る

という場合に、そういう措置がなされてないわけ

○山本伊三郎君 そうすると、その場合に、たとえば県厅に勤いて、県厅の職員であった者が、地方公務員であつた者が、公社に行く際に意思表示をし、復帰する可能性がある場合には意思表示をしておかぬといかぬですか。そうじやなくてい

なつております。

○説明員(佐野政一君) それは公務員を退職してから六十日以内に、復帰希望の意思表示が必要になります。

○山本伊三郎君 そうすると、復帰希望をしなければ、やめたときに年金の計算をして、年金証書を渡してしまる。そうなつてしまえば、それはもう復帰しても通算できないということですね。

○説明員(佐野政一君) その年金の、公務員としこれが通算になりますして、団体共済だけは別個になります。

○説明員(佐野政一君) これは年金共済制度の問題と、いまの公社の制度の問題との矛盾ですがね、一般職員は、ただ公社は、公社へ入つてきている職員が多いのですが、幹部の人は県とか、市とか、そういう幹部の人が行くことが非常に多いのですね。その場合にどうですかね、そなうすると再び復帰しない限りは通算しないと、したがつて意思表示をして、財源留保しておいて、公社に行つて公社でやめて、その通算はない、こういうことですね。

○説明員(佐野政一君) そのとおりでござります。

○山本伊三郎君 次に、衆議院の附帯決議について、これがやつたんだですがね、あまり触れたくないんです、これは。われわれも国会議員ですから、地方議員についてあまり触れたくないんですがね、あまり触れたくない

んです、これは。われわれも国会議員ですから、法律の中にあるんですからね、触れておきたいと

思うんですけど、地方議員の互助年金といふのは、公選で期間を付せられて、われわれがその職にあら希望しても選挙で通らなければ首になるんです

から、議員の場合は、地方議員の場合は十二年で

したね。十二年で年金がつく。この場合、県と市と町村とは分離して組合員といらるは計算をするということですか。一つの基金、金庫といいますか、そういうものでやつておるようですが、その事情、どういうことなんですか。

○政府委員(山本明君) 地方議会議員の共済会につきましては、都道府県の議員の議員の共済会と、それから市の議員の議員の共済会と、それから町村の議員の共済会、それぞれ別個にございまして、それぞれが収入支出の計算のもとに給付をしておるというのが実情でござります。

○山本伊三郎君 最短年限は、あれは十二年ですね。十二年で、支給率はどうなつていますか。率は一緒ですか。

○説明員(佐野政一君) 支給率は国会議員と同じで、百五十分の五十でございます。

○山本伊三郎君 これは議員の場合、いろいろ問題があるんですが、歳費が府県によつて非常に格差がありますね。私は十分その調査はまだしておりませんが、多いところでは二十六万円ぐらいのところもあるようですが、町村にいきますと一万二千円か一万ぐらいのところもあるんですね。だからその三十六万円ぐらいのところであれば、三分の一ですから、約九万円から十万円近く年金が出ると思う。一万円ぐらいの歳費で三分の一もあつても三千円ぐらいですが、あれは最低保障はあるんですか。

○説明員(佐野政一君) これは最低保障の制度はございませんが、ただ、その掛け金と給付の基礎になりますところの標準報酬月額でござりますが、これは議員共済会の定款で定めることになっております。それで、現在町村についてだけ最低額といふのが一万円からになつております。高五万円になつております。そうした点で、現金を納め、一万円に相当する給付を受けるといふことになつております。事実上の最低保障の制度でございます。

○山本伊三郎君 議員といえども、これは一般世論の問題もあると思いますが、昔の議員は名譽職から、自分が商売片手にやる人もありますけれども、時間的に見ると、その職務に専念しなきやならぬという時間が多いくらいですから、そういう意味において、これはもう衆議院でいろいろ議論されただと聞いておりますけれども、ある程度私は公費負担をしてあげてもあまり世論の反撃はないのじゃないか、実情から見てそう思ふんですがね。今度の法律案を見ましてもそういうものが一個も出ていないし、議員はそういう必要がないというなら別として、そういう時点は若干考えてあげるべきでないかという気持ちがあるんですが、政府としてはどういう考え方をしておられますか。

○政府委員(山本明君) 議員共済会につきましては、三つの共済会とも四十六年一本年度でございますが、单年度の赤字になつてしまひます。そして五十年から五十一年になりますと、積み立て金を全部食いつぶしてなおかつ赤字だといつよい状況になつてしまひます。そこで、先生もおっしゃいましたように、百六十七条でござりますが、現在の法律の規定によりまして、「掛け金を充てるほか、地方公共団体が負担する」と、その負担のしかたといふものは、立法の趣旨は、赤字になつた場合に見ましようといふような考え方で法律が構成されておるわけでござります。そこで問題は、その赤字を、赤字の出た五年、五十一年のときに見るのか、あるいは長期的な展望に立つて、たとえば四十六年から赤字が赤字が多くなつていくから、何らかの方法で共済会自体も考えるべきではないかといふ御意見等もございましたような次第でございまして、直ちに名案が出すに至つておるというのが実情でござります。

○山本伊三郎君 まあ互助年金といふ本質から、それらの理屈も成り立ちます。だから私も遠慮して言つておりますが、地方議員の場合には、十二年の受給資格年限までにやめた人には退

あるいは給付のある程度の歯止めをしながら經營努力をする、そういうものの中から、おっしゃいました公費負担することによって共済会としての存続性を保つてあげるという方法があるわけでございます。それにつきましては、共済会の経営ですが、いまはもうほとんど常任委員会制度ですから、自分が商売片手にやる人もありますけれども、時間的に見ると、その職務に専念しなきやならぬという時間が多いくらいですから、そういう意味において、これはもう衆議院でいろいろ議論されただと聞いておりますけれども、ある程度私は公費負担をしてあげてもあまり世論の反撃はないのじゃないか、実情から見てそう思ふんですがね。今度の法律案を見ましてもそういうものが一個も出ておらないわけでございます。

○山本伊三郎君 じゃあいまの法律の根拠があつておらないわけでございます。ただ、その赤字といふのが実情でございまして、今回はこの提案の中には出ておらないわけでございます。

○山本伊三郎君 じゃあいまの法律の根拠があつておらないわけでございます。

○政府委員(山本明君) それは在職三年未満で退職された場合には出しておりませんが、三年から四年未満の場合には、その議員としての在職期間中掛け金いたしました掛け金の総額に対する七割、それから四年から七年未満の場合には掛け金総額の八割、八年から十二年未満の場合には九割といふことになつております。

○山本伊三郎君 それじゃやはり無理ですね。二年で年金つくのですから、八割も七割も返してしまう。それはとても……。人數多くなつますれば、立法措置なくしてたゞてできるというふうに解釈できるのじやないですか。赤字になった場合に補てんできる。しかしその赤字というのが、いまの積み立て金を全部食いつぶしてからの赤字が、单年度における、長期に見通した上でも赤字が出ておるのであるから、若干公費をもつて補てんすると、そういう考え方で、立法措置なくしてでもできるという解釈にならぬですか。何らかの法律措置が要りますか。

○政府委員(山本明君) 地方公共団体の負担の部分につきましては、この規定からある程度出てくるのじやないかと思つております。ただ、そもそも共済会が互助会といふことで掛け金をもつて経営をするという発足をし、それからいま申しましたような現行の法律の改正等がございまして、立法の、立法といふか互助年金制度をつくった根本にさかのばる御意見も衆議院ではございまして、この問題についてはもう少し検討すべきではないうな考へ方で法律が構成されておるわけでござります。そこで問題は、その赤字を、赤字の出た五年、五十一年のときに見るのか、あるいは長期的な展望に立つて、たとえば四十六年から赤字がだらうか、このままの状態でいくならばますます赤字が多くなつていくから、何らかの方法で共済会自体も考えるべきではないかといふ御意見等もございましたような次第でございまして、直ちに名案が出すに至つておるというのが実情でござります。

○山本伊三郎君 たゞいまのところは、検討しておる段階でござります。

○山本伊三郎君 どうですか、政務次官、この問題については、これは政治的な問題も若干からまつておるようありますが、政府としては、政府案として出すといふことは政治的にちょっと問題ありますか。

○政府委員(大石八治君) 先ほどの生まれた経過の中に、議員提案のような形で出てまいりました経過もありましたとおり、われわれも、うしろ向きてない意味で検討を実はしておりますので、よく議会側ともまた御相談を申し上げたいと思ひます。

○山本伊三郎君 これは互助年金、お互いに頼母子講みたいに自分で出した金でやるのだという趣旨はよくわかるのです。国会議員の場合もそういうことから発生をしておるのですけれども、しかし、一つの制度になつてしまふと、この制度をつくった当时、私国会議員で当時からおりますからわかるけれども、あとから来た人は、国会議員なら年金というものに出るのだと、自分らの互助年金という考え方でなくて、安定しているのだといふことになるわけなんですね。法律としてできた以上。これは佐野課長御存じだと思いますが、地方公務員共済組合の、問題になつた三十七年の八月ですか、なくなられました池田総理に地方行政委員会に来てもらつて、その問題について相当論議したと思うのですが、あのときの議事録十分調べておりますので、池田さんの言われたそのままのことばはちょっと伝えていいのですが、法律として国会でつくつた以上、それはもう政府、国が責任を持つというのがたまえであります。したがつて共済組合が赤字が出た——財源の問題から問題になつたのですが、赤字が出たからといって、これはもうかつてにしなさいということはできません。というのが池田総理の答弁だったと思ひますが、したがつて、私らもそこで責任を持つのは、互助年金であるけれども、国会で法律としてこれを議定して法律になつた以上、われわれ無責任ではおれないと思うのですね。したがつて、議員とかそういうものの年金の問題が出ると一般国民から反発がありますけれども、やはりわれわれは地方を回りましても、地方議員の立場を擁護するというわけじゃなくて、国会として法律をつくつた以上、國が責任あるから何とかしなければいけないのだ、こういう説得に実は回つてゐるわけです。その意味において、私は、地方議員もいろいろおられると思います、年金なんか問題にしない方もおられましょうけれども、一応制度をわれわれ国会でつくつた以上は、やはり赤字になつておれば、その赤字をどう解消したらいいか、若干でも公費負担でもすればそれがいけるというこ

とになれば、やはりわれわれが協力してやる必要がある、こう私は思うのですが、自治大臣はどういうようにお考えですか。いままでのわからぬことからお答えをいたしたよですが、私も大体同じようなふうに考えて、先生のだいまおことばかりいました。できたら以上これは何とか存続できるように、また地方議員がその職務に安んじて精励できますように、合理的な何らかの措置を講じなければならない。この点につきましていろいろ問題がござります。過去のいきさつ等もございますが、大体において、先生の御所論のような趣旨において検討をしていき、かつ何らかの解決をはかりたいと考えております。

○山本伊三郎君 もう二、三点ちょっと簡単なものですけれども、第三の実施期日、これは、ここに書いてあるからわかりますけれども、先ほど冒頭に私がお尋ねしました年金額の総額の分ですね、昨年の積み残しの二・二五、一月一日に直すと二・〇七、これは一月に遡及して実施するといふことでしょ。それは計算の場合は十月に一へんにやつてしましますか、どつちですか。

○政府委員(山本明君) 実施の期日のところに、昭和四十六年十月一日から実施すると書いてござります。その際に一月までかかるのはつて実施するといふふうに御理解願いたいと思います。

○山本伊三郎君 それは、これは計算だけですかは事務的な規定の整備でございますが、一つは団体共済組合で、昨年国会の議院修正是なりまして、団体共済組合が福祉事業をやることができるようになりますけれども、それに関連いたしまして、現在団体共済では貸し付け事業を実施しております。その貸し付け金の償還金につきまして給料から控除する規定がございませんのない点があるのですが、それによつた結果になつたわけございますが、それに関連いたしまして、現在団体共済では貸し付け事業を実施しております。その貸し付け金の償還金につきまして、これから改定する規定がございませんのない点があるのですが、それによつた結果になつたわけございますが、それによつた結果になつたわけございます。その貸し付け金の償還金につきまして、これから改定する規定がございませんのない点があるのですが、それによつた結果になつたわけござります。

○山本伊三郎君 その場合、使用者、地方団体がやるべきものを共済がやつた場合の費用負担は、市のほうから交付するといふことになつておるのでですか。

○山本伊三郎君 この場合におけるところの必要な事項は「政令で定める」という委任規定がございますが、この費用については地方公共団体で負担するということにいたしまして、具体的な取り扱いに必要が生じた際にそれぞれ規定するといふことにいたしたいと思っております。

○山本伊三郎君 最後に聞きますが、地方公務員の地方共済、それから府県の地方共済、それから東京都、指定都市職員共済合せて資金はいまだに少しあつたまつていますが、総額と、貸し付けけておる額と、それをちょっと知らしていただきたい。

○説明員(佐野政一君) この改正法の施行は十月で、それに關するところの規定を整備したいとい



員の給与の上昇率と、それから恩給のいわゆる改定率の額とということになると思うのでござりますが、非常に大きっぽで大体の感じで恐縮なんですが、さいますが、まるまる公務員の給与の上昇率を見たという場合におきましては、おそらく四十三、四年ごろの公務員の給与に合らんじゃなかろうか、そういう感じがしてあります。

の縮まる方向に一そろ努力していただきたいと、こう思ふわけですが、次はスライド制度のことについて、これも午前中いろいろお話をございました。この年金のスライド制度につきましては、公的年金制度調整連絡会議、これを設けまして、会議の結論を待つて対処するというような態度を政府は再三述べておったわけでございまして、しかし、社会保障制度審議会も毎回指摘しているように、進捗状況がなかなか進まないといふことで今日まで経過してしまったわけであります。が、この問題につきまして、具体的にこの審議の状況とか、何が問題で進まないのか、またいつころまでにどういふふうになるのかといふ見通しですね。せつかくこういう連絡会議を設けていろんな審議を進めていながら数年を経過しておるというふう、こうしたことからいたしまして、どこに問題があるのか、また今後の見通しはどうなのかといふ、その状況をお伺いしたいのであります。○説明員(今泉昭雄君) お答えいたします。

公的年金制度調査連絡会議は四十二年の七月に開設され、次官会議の申し合わせによりまして設けられたものでございまして、以来総会六回、幹事会十回、小委員会十回を開きまして、その他非公式の個別の交渉も含めまして、各角度から現在まで検討してまいってきておる次第でございまして、検討の状況でございますが、まず項目別に整理いたしますと、次のようになろうと思います。

まず、改定の対象となる給付をいかに考えるかというような問題でござります。各公的年金制度に共通いたします目的は、長期的な所得の喪失に対する年金を支給することによつて国民生活を維持・増進する事です。

の安定をはかるということをございますので、したがつて、経済的諸条件の変動によりまして、物価、生活水準に著しい変動を生じた場合には、各制度とも年金額の改定を行なう措置が必要であることは、また老齢給付とか、あるいは障害給付、あるいは遺族給付のすべてについて行なう必要があることについては大体意見の一致を見ているところでございますが、ただ、問題を具体的にどのようにするかという点になりますと、その各制度の最大公約数がなかなか得られないというような事情でございまして、まず、改定の対象となる部分につきまして全体の給付をするのか、あるいはその一部分に限定するかという問題が出ておりまます。で、たとえば年金制度で生活保障的な機能を営むものでございまして、これに対応する部分といたしまして、まずこれに対応する部分を取り上げまして、そのルールを確立すべきであるといふような意見が出ております。具体的に申し上げますと、「厚生年金」、先ほども問題になつておりますと、厚生年金の給付の定額部分を共通的な基準とした厚生年金の給付の定額部分を共通的な基準とすべきものであるといふようなものがございます。ただ、方針をいたしますと、共済組合ではその定額部分に該当する部分がありませんので、これを抽出することがなかなかできない。で、年金をそのように二つに、定額部分とその他の部分と分けるといふことははたしてどういふものかといふ反対の意見もございまして、この問題はまだ結論が得られていないという状況でござります。

で、次に改定を行なうべき、いつ改定を行なうべきかというふうな問題でございまますが、物価の変動が所定の基準に達しました場合、年金額は所定の方式に従つて改定されます。自動改定方式と、それから、物価の変動が所定の基準に達した場合に年金額は改定されますが、改定の内容につきましては、そのつど、そのときの情勢なり財源なりを勘案いたしまして政策的にきめられます半自動改定方式、それから政策的に改定される政策方式と、三つございます。これは、もう完全な自動改定方式という意見ではなくて、まあ半自動方式によるのが適当であるというふうな意見が一部から述べられておりますが、これに対しても、年金額の改定はある意味では経済成長の成果をどの程度年金受給者に及ぼすかというような政策的配慮が加わるべき問題である。したがつて、それぞれの制度の沿革なり特質なり内容に応じまして政策の判断をするのが妥当である。政策改定方式をとるのかが妥当であるという意見が出ました。これについてはまだ結論が出ておらないという次第でございまます。

で、財源でございますが、これも一番大事な問題でございますが、具体的な負担方式につきましては各制度本来の負担原則によるべきであるといふようなことで、三者負担の原則といふような意見もありますし、これに対しまして、国として相当な責任を負うべきであつて、改定の財源について國庫負担を十分考慮すべきであるといふような意見が述べられております。この点につきまして、も、それぞれの制度、年金の制度等が、やはり財政方式が異なる点から意見の一一致を見ていないといふような状況でございます。

まあ以上いろいろ申し上げましたが、相当の項目につきまして各委員の意見も異なつておりまして、どうも、今までのようにしてすべての制度に共通するものを求めまして、その最大公約数的なものを探していくという方式では局面の打開が困難であるというような状況に至つたのでございま

て、それで、先ごろ行なわれました六回の総会におきまして、この事態の進展をはかるため、年金制度をその目的なり沿革の類似したグループ別に分けまして、まずその段階におきましてさらに制度間の問題をそのグループ別において検討した上で、お互いに案を持ち寄つて、そのグループ間に不均衡のないようないように調整をはかつていこうというようなことになつて、現在そのグループ別に検討が行なわれておる次第でございまして、そのグループの内容は、当面は民間グループを厚生年金、船員保険、国民年金、それから公務員グループ、これは国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、公共企業体等の共済組合、それから恩給でございます。それから私学、農林——私立学校教職員と農林漁業団体職員の各共済組合でござります。この三つのグループでござります。そんなようなことで、現在すでに公務員グループでは二回ほど会議が行なわれておりますし、また民間グループは厚生省オンリーの大体あれでございますが、厚生省サイドで検討が進められておるという状況でござります。

で、次の御質問の、いつごろめどが出るかという点でございますが、いま申し上げましたように、このグループごとの問題点の検討を進めていただきますんで、なかなか現在見通しが立てにくいいという状況でございますが、それぞれなかなか申し上げにくいというような状況でございますが、極力早期に結論が出していただけるよう私どもといいたしましても努力いたしたいと思つておる次第でございます。そんなふうな状況でござります。

○藤原房雄君 これはなかなかたいへんなことだらうと思いますが、グループになつてからまだ二、三回ということをございますが、今後の進展、どのようになるか。大いに、一日も早く結論の出ることを願うわけであります。

次は、これもちょっと午前中話が出ておつたんですが、ダブルかもしませんが、恩給外所得による普通恩給の停止基準の緩和の件でございま

す。ちょっとと午前中質疑がございました、一律二割に緩和するということありますが、これについても、恩給審議会の答申では、今日ではこの制度を存続する必要性が乏しいというような答申もあるようございますが、この答申については当局としてはどのようにお考えになつていらっしゃるか、この点ちょっと。

○説明員(大屋敷行雄君) その点につきまして、恩給審議会の答申では、まず第一に、恩給のよう現在この制度を持つておると、いう年金がないということ、それからもう一つは、普通恩給でございますから当然所徴税がかかるわけございませんので、そういう関係で、いわゆる累進課税的な方法で現在税がかけられておるわけござりますので、そういう点でまかなえはしまいか、このよう二つの御意見から、ここに出ておりますような答申が出ておるわけでござりますが、ただこの答申では、これを一挙に廃止する、こういう制度を廃止するということはどちらであろうかといふうな観点から、漸進的に廃止の方向に向っていくべきである。ただ当面としましては、いわゆる、この制度は昭和八年にできたのでござりますが、八年当時の状況にするのが適当であろうというふうな意見が出でるわけござりますが、今回の改正では、その答申の趣旨を尊重しまして、この停止率を昭和八年当時の二割に改めるものでござります。なお、これを将来どうするかという問題につきましては、当然、答申の趣旨を尊重いたしまして、今後十分検討いたしたいと思ひます。このように考えております。

○藤原房雄君 その次は、少し数字的にこまかいことになるんですが、最低保障額の引き上げの問題でございますが、非公務廃疾年金の三級の最低保障額、それから厚生年金の定額部分の改正について、これは四十年の九万六千円から十一万四百円ですね、これで見ますと、この定額部分の算定の基準がよく私のみ込めないわけですが、今までの経過からいきますと十一万四百

円になるべきじゃないかという、こういう気がするわけですけれども、これはどういう算定の基準で十万五千六百円になつたのか、この問題についてひとつお伺いしたいんですが、わかりますが、この点。

○説明員(佐野政一君) それから当然所徴税がかかるわけですが、これがどういう算定の基準でありますか。この点ひとつお伺いしたいと思います。

○説明員(佐野政一君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。

非公務の廃疾年金につきまして、恩給は、現在、廢疾の寡婦年金額、子供を一分の一にみると、いうのですが、それはどういうところから二分の一にみるのか。この点ひとつお伺いしたいと思います。

○説明員(佐野政一君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。

在、廢疾の人につきましては九万六千円でござりますが、今回の中止で十万五千六百円にいたしてあります。この積算の基礎をお尋ねになつたもので、本人の給付である退職年金額の二分の一をもつて遺族年金の額とするということにいたしておられます。

○藤原房雄君 次は、遺族年金、それから障害年金の支給要件の緩和の件でござりますが、通算遺族年金や廢疾年金、こういうことを考えるのに、おののの年数の差というものができるだけ統一される方向にあることが望ましいことは当然だと思いますが、これにつきましては、この非公務の廢疾年金につきましては、三級につきましては従来とも基本年金額——これは厚生年金の定額部分と報酬比例部分を合わせたものを基本年金額としております——これが今回の改正で十三万四千四百円になりましたが、この三級につきましても、基本年金額の七五%をもつて最低の保障額となりましたので、それにつれまして基本年金額も十三万四千四百円になりましたので、その七五%として、ただいまのように十万五千六百円に相なつた次第でござります。

それから遺族の給付が本来の退職年金の二分の一にしておる理由でござりますが、これにつきましても、前に恩給あるいは退職料というものにつきましては、扶助料が、これが本人の年金額の二分の一になつておりますので、そうした点からいてしまして、この共済年金につきましても恩給あるいは退職年金条例の制度を承継しておりますので、同じように、遺族給付につきましては二分の一にしておるということをござります。

○政府委員(山本明君) 御質問の中で、特に地方公務員が在職中死亡した場合の遺族年金の受給資格が十年でなければならないというところが、かなりアンバランスでございます。厚生年金のほうは先生のおっしゃいましたように六ヶ月、こちらは十年だということで、非常にこの間にアンバランスがあるわけございます。これにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、何とかたしておるところでございます。五年という考え方も出てまいります。あるいは三年という考え方、いろいろなものが出てまいりますが、できるだけ厚生年金との均衡をとりながら年限を短縮したい。ただ厚生年金とそれから共済関係とは、内容、掛け金等かなり差がございますので、そのままというわけにはいかないと思いますけれども、まとまります。この点ひとつお伺いしたいと思います。

○説明員(佐野政一君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。

○藤原房雄君 それから、この掛け金等の最高限度額の引き上げの問題でござりますが、共済組合の給付の掛け金並びに給付の算定の基礎となつている俸給の最高限度額、今度は十八万五千円に引き上げられることになつたわけですが、実際この今回の措置で、頭打ちになつている人でどの程度減少することになるか、どのくらい該当者がおるかといふ点については、これは統計があるかどうかわからないのですが、おおよそどのくらいになるかといふ、この点をちょっと。

○説明員(佐野政一君) この現在十八万五千円に達する人につきましては、地方公共団体の長のうち知事と大きな市の市長がこれに該当するという程度でございまして、きわめてわずかなものと思っておりますが、現在のところ、この該当者数は調べてございません。国家公務員につきましては、これによる該当が〇・三%程度というように大蔵省は説明しております。

○藤原房雄君 これもちょっとこまかいことです。が、高齢者に対する通算退職年金の支給要件の緩和のことにつきましてですが、これは高齢者に対する年金制度の恩恵にあずかるようについて配慮して年金制度の恩恵にあずかるようについて配慮したことになりますが、これはすでに退職した方にも適用するが、しかし、これはすでに退職した方にも適用

されるるといふことでなければ、實際はどのくら  
いの方々がこれに該当するのかということと、そ  
れからこういう緩和措置がとられたにもかかわら  
ず、すでに一時金をもらって退職した方々、こう  
いう方は一體どうなるのかといふ、この点につ  
いてはいかがですか。

○説明員(佐野政一君) 今回のこの施行法の二十一条の改正でございますが、これは従来の取り扱いにつきましては、明治四十四年四月一日以前に生まれた人でありますも、昭和三十六年の四月一日以後の通算対象期間が十年以上でなければ通算退職年金を支給しないという制度でござりますが、今回厚生年金保険法の改正で、その明治四十四年四月一日以前に生まれた人につきましては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間を合算いたしまして十年以上になつた場合に年金の受給資格を与えると、こうしておりますので、私どものほうも同様な改正措置を講じたわけでございまます。ただ実際問題といたしまして、厚生年金については、昭和三十六年四月一日前の期間といたしましては、昭和三十六年四月一日前に民間会社におりまして厚生年金保険の適用を受けた期間を持つておる人がこれに該当することになるわけでござります。この対象者というのをきわめて少ないのではないだろか、このように考えております。調査についても、実際の対象者数というのが出てきて

それから、すでに退職一時金をもらいまして退職しておるという人のうちにこれに該当する人が生じました場合には、その人については通算退職

○藤原房矩君 では最後に一つ。これはまあ健康保険法にも関係するんで、実際はまだ衆議院でも審議の段階に入ったかどうかはわからないのであります。が、いわゆるこの健康保険法の改正案が通るということになりますと、それは自動的に、制

度的に一部負担金の引き上げということで影響してくるわけであります。このことにつきましては、国家公務員共済組合審議会のほうでも指摘しております。それに伴つて、当然地方公務員の共済制度にも影響するわけでありますけれども、答申の中に、共済組合員の意向が正式に関係審議会に反映できるよう措置する云々とござります。こうしたことからいたしまして、健康保険法、これは現在まだ成立しておりませんからあれでありますけれども、健康保険法が即ちこの共済組合の問題にも大きく影響を及ぼすと、こういうことございましょうが、実際これはまた社労の段階でいろいろ議論しなければならぬことだと思うのであります。私どもはこれを、本日、共済組合法が上がつてしまふと、この健康保険法との関係については審議するチャンスがなくなつてしまします。先走つたようなことからもせりませんけれども、この国家公務員共済組合審議会における答申においてこれを一部負担金増加は、政管健保の赤字対策を他管掌に及ぼすものであつて、甚だ迷惑であり、賛成し難い云々とありますて、「共済組合員の意向が正式に関係審議会に反映できるよう措置されたい」と、こういう文があるわけであります。この点について、これは健康保険法が成立したらどういうふうになるかといふことなんで、仮定の段階ではございませんけれども、この点について自ら反省としてどのようにお考えになつてあるか。これは少し大きな問題でござりますので、大臣にお聞きしたいと思うのですが、どのような所見を持つつていらっしゃるか、この点ちょっとお伺いします。

御承知のように、一つは退職者の継続医療給付制度の創設、五十五歳以上で十五年以上勤続している者につきまして、五年間でございますが、限りまして継続医療をしていくということが一つでございます。それから二つ目には、七十歳以上の被扶養者の家族療養費の給付割合が五割から七割に上がってくるという問題がございます。それから三番目には、再診時の一部負担金、これが百円負担をする、この負担金の創設。それから入院時の一回負担金、これが現在六十円などが百五十円になりますわけでございますが、その増額が一つ問題になつてくるわけでございます。

質疑は終局したものと認めて  
か。

御異議ノ件ニ付セ

にどのように金額的な影響があるかということを調べてみますと、長期勤続退職の一一番最初に申しました医師医療の関係におきましては、平年度に

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長（若林正武君）　御異議ないと認めます。  
  それでは、これより討論に入ります。

おきましたして約十三億ほど給付が増加をいたしました。一方、それと同時に七十歳以上の被扶養者の医療費が五割から七割に上がりますので、この分が同様に二億程度給付が増になってくることになります。しかし、一方再診時の一部負担金の制度の創設とか入院時の一部負担金の引き上げ等が一種のブレーーキ的な効果を生ずるんじゃないかなというふうな考え方から試算をしてみますと、大体四十億ほど本人の医療費の減が立つのではないだろうか、こういう計算をいたしております。あ

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もなければ、討論は終りましたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正武君) 御異議ないと認めます。  
それでは、これより採決に入ります。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一項を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

これいたしますと、全体いたしましては、短  
期給付の財政は、ある程度黒字が出るのじやない  
だらうか、赤字にならぬかつどうでよな、いど  
○議員長(若林正武君) 全会一致と認めます。  
よつて、本案は全会一致をもつて可決すべきも

○増田盛君 私は、ただいま可決されました昭和二年六月三十日付の議案第百三十九号をもととし、この件は、さうしたるに付するべきものと決定いたしました。

動いてくると思ひますので、健保法の改正の動きを見まして、これに伴う財政的な影響につきましては、慎重に考慮をいたしたい、このように考えております。

○國務大臣(秋田大助君)　ただいま事務的な見地から御説明といたしました。共済組合員の負担増四十二年度以後における地方公務員等共済組合の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改する法律案について、自由民主党、日本社会党及び公明党の各派共同による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。  
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に國  
慎重にさらには検討いたしまして、いやしくも組合  
いませんするけれども、これらにつきましては、今後  
にならないよう予想もいたしておるところでござ  
慎重にさらには検討いたしまして、いやしくも組合

る法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)の実現を図るべきである。

政府は、地方公務員共済制度の改善について、特に左の諸点に検討を加え、早急にその実現を図るべきである。

一、退職年金等の額については、最近の物価、地方公務員の給与等の著しい変動に対応する具体的なスライド規定を設けて、すみやかに改定措置を講ずること。

二、地方公務員共済組合の短期給付にかかる組合員の負担を軽減するため、国の財源措置によつて、組合員の掛け金率が一定限度を越えないよう措置すること。

三、年金制度施行前における市町村の吏員及び雇用人があつた期間で地方公務員共済制度の施行日に引き続いているものについて、すみやかに職員期間として組合員期間に通算する措置を講ずること。

四、短期給付制度を適用しない共済組合についても福祉事業を行なうよう措置すること。

五、遺族年金の支給要件については、他の公的年金制度との均衡を考慮してその緩和措置を講ずること。

六、地方議会議員の年金制度については、その健全化をはかるための措置を検討すること。

七、在籍専従期間の満了に伴い、公務員の身分を失なつた場合、その者について諸共済制度との関連を考慮しつつ、医療給付の激変をさけるための措置を検討すること。

右決議する。

以上でござります。何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○委員長(若林正武君) ただいま増田盛君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(若林正武君) 全会一致と認めます。

よつて、増田盛君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、秋田自治大臣から発言を求められております。この際、これを許します。

す。秋田自治大臣。

○國務大臣(秋田大助君) ただいまの附帯決議につきましては、その実現困難なる点をござりますが、御趣旨に沿つて善処をいたします。

○委員長(若林正武君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十分散会

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は同日)

一、行政書士法の一部を改正する法律案(衆)

一、後進地域の開発に関する公共事業に係る国

の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

第八条第二項を削る。

第九条を削り、第十条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。  
(行政書士の責務)

第十一条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

〔報酬〕

第十条の二 行政書士は、その業務に關して、受けではなくない。

二 行政書士は、その事務所の見やすい場所に、報酬の額を掲示しなければならない。

第十三条第一項中「又は出張所」を削る。

第十五条に次の二項を加える。

三 行政書士会は、法人とする。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十  
四条及び第五十条の規定は、行政書士会に準

用する。

第十六条第一号中「会の代表者その他」を削り、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 行政書士の受ける報酬に関する規定

七 会費に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

第十六条の四を第十六条の六とし、第十六条の三を第十六条の五とし、第十六条の二の次に次の二条を加える。

(行政書士会の登記)

第十六条の三 行政書士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(行政書士会の役員)

第十六条の四 行政書士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、行政書士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

第十八条の見出しを「日本行政書士会連合会」に改め、同条第一項中「行政書士会は」を「全国の行政書士会は」に、「全国を通じて一箇の行政書士会連合会」を「日本行政書士会連合会」に改め、同条第二項中「行政書士会連合会」を「日本行政書士会連合会」に改める。

第十八条の二中「行政書士会連合会」を「日本行政書士会連合会」に改め、同条を第十八条の四とし、第十八条の次に次の二条を加える。

(日本行政書士会連合会の会則)

第十八条の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 第十六条第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事項

二 行政書士の受ける報酬の基準に関する規定

三 その他重要な会務に関する規定

(行政書士会に関する規定の準用)

第十八条の三 第十五条第三項及び第四項並びに第十六条の二から第十六条の四までの規定は、日本行政書士会連合会に準用する。この場合において、第十六条の二中「都道府県知事」とあるのは、「自治大臣」と読み替えるものとする。

第二十条中「行政書士会連合会」を「日本行政書士会連合会」に改める。

第二十三条第一号中「第九条第二項、第十条」を「第九条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(行政書士会の代表者)

第二十四条 行政書士会又は日本行政書士会連合会が第十六条の三第一項(第十八条の三において準用する場合を含む)の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたときは、その行政書士会又は日本行政書士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

第二条 行政書士法の一部を次のようにより改正する。

第五条第五号中「登録取消」を「業務の禁止」に改める。

第六条第一項中「都道府県」を「都道府県の区域内に設立された行政書士会」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「都道府県」を「行政書士会」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「政令の定めるところにより、登録手数料を当該都道府県」を「自治省令で定める金額の範囲内で行政書士会が定める額の手数料を当該行政書士会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 行政書士名簿の登録は、行政書士会が行なう。



2 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。

行政書士会(日本行政書士会連合会)

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

別表第二第一号の表中日本学校給食会の項の次に次のように加える。

日本行政書士会連合会 行政書士法

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

4 第七十二条の五第一項第二号中「日本土地家屋調査士会連合会」の下に「行政書士会及び日本行政書士会連合会」を加える。

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第五条 第二条の規定による改正後の行政書士法(以下「新法」という。)第五条第五号の規定の適用については、第二条の規定による改正前の行政書士法(以下「旧法」という。)第十四条第一項の規定により登録の取消しの処分を受けた者は、新法第十四条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者とみなす。

6 新法第六条第三項の規定は、第二条の規定による登録の申請をされた者に限る。

7 新法第九条第二項の規定は、第二条の規定の施行の際現に旧法第十条第二項の規定により保存されなければならないとされている帳簿(その関係書類を含む。)の保存についても、適用する。

8 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(第二条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

9 第五条 司法書士法(昭和二十五年法律第二百九十七号)の一部を次のように改正する。

10 第三条第五号中「若しくは行政書士」を削り、「弁理士若しくは税理士」を「弁理士、税理士若しくは行政書士」に改める。

11 第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

12 第二条第一項第三号中「子、父母、孫及び祖父母で、」を「並びに子、父母、孫及び祖父母で」に改める。

13 第七十八条第一項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

14 第八十二条第三項中「九万六千円」を「十一万四百円」に改める。

15 第九十三条第二項及び第三項中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

16 第一百四十四条第三項及び第一百四十四条第一項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。

17 第一百七十四条第一項に次の一項を加える。

18 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四条第一項に規定する地方住宅供給公社)

19 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一項に規定する地方道路公社

20 第二百四十五条第四項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。

21 第二百四十五条第三項中「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

22 第二百五十五条第三項中「支払うべき第二百二十二条の四第一項第四号の貸付金に係る償還金があるときは、当該団体共済組合員に支給すべき給与から当該償還金に相当する金額を控除して、これを当該団体共済組合員に代わって団体共済組合に払い込まなければならぬ。」

附則第十五条第五項中「承継するものとする」を「承継するものとし、当該一部事務組合を組織する行政書士名簿の登録とみなす。」

23 旧法の規定により都道府県知事が行なつた登録に関する処分にある者の不服申立てに

ついては、なお従前の例による。

24 都道府県知事は、第二条の規定の施行の日に

おいて、都道府県に備えた行政書士名簿その他行政書士の登録に関する書類を行政書士会に引き継がなければならない。

25 別表第一第一号の表中環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。

百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 急傾斜地崩壊防止施設

附 則

この法律が、公布の日から施行し、昭和四十七年から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

百二十四日本委員会に左の案件を付託された。  
本案施行に要する経費としては、約五百三十万円の見込みである。

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。  
第二条第二項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

八 地方公務員等共済組合法の一部改正

（予備審査のための付託は二月二十四日）

一、昭和四十二年度以後における地方公務員等

共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

（小字及び一は衆議院修正の部分）

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

（小字及び一は衆議院修正の部分）

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「子、父母、孫及び祖父母で、」を「並びに子、父母、孫及び祖父母で」に改める。

第七十八条第一項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第八十二条第三項中「九万六千円」を「十一万四百円」に改める。

第九十三条第二項及び第三項中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第一百四十四条第三項及び第一百四十四条第一項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。

第一百七十四条第一項に次の一項を加える。

八 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四条第一項に規定する地方住宅供給公社)

九 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一項に規定する地方道路公社

二百四十五条第四項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。

附則第十五条第五項中「承継するものとする」を「承継するものとし、当該一部事務組合を組織する行政書士名簿の登録とみなす。」

二百四十五条第三項中「支払うべき第二百二十二条の四第一項第四号の貸付金に係る償還金があるときは、当該団体共済組合員に支給すべき給与から当該償還金に相当する金額を控除して、これを当該団体共済組合員に代わって団体共済組合に払い込まなければならぬ。」

附則第十五条第五項中「承継するものとする」を「承継するものとし、当該一部事務組合を組織する行政書士名簿の登録とみなす。」

二百四十五条第三項中「支払うべき第二百二十二条の四第一項第四号の貸付金に係る償還金があるときは、当該団体共済組合員に支給すべき給与から当該償還金に相当する金額を控除して、これを当該団体共済組合員に代わって団体共済組合に払い込まなければならぬ。」

附則第三十六条の見出し中「廃置分合」を「廃置分合等」に改め、同条中「廃置分合に伴う組合の」を

「廃置分合その他これに準ずる処分に伴う組合又は共済会の」に改める。

附則第三十七条の見出し中「長期給付」を「給付等」に改め、同条中「組織している市が」の下に「指定都市職員共済組合を設立することとなつたとき、又は」を加える。

附則第四十条の次に次の二条を加える。

(組合等が行なう事業の特例)

第四十条の二 組合(連合会を含む。)又は団体共済組合は、この法律に定める

短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、地方公務員又は団体職員の持家として分譲する

住宅の建設及び分譲その他の事業を行なうことができる。

2 組合又は団体共済組合は、前項の規定により行なう事業に係る経理については、福祉事業に係る經理と区分しなければならない。

3 前項に規定するもののはか、第一項の規定により行なう事業の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

別表第四の下欄中「一六五、六〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一三五、六〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇五、六〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一節を次のように改める。

4 前項第二号又は第三号に掲げる者に対する恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金については、恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定中次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるとおり改正されたものとして、同項の規定を適用する。

一 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号。以下この項において「法律第七十八号」という。)による改正前の法律第百八十二号附則第十九条第三項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定 当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第七十八号による改正後の法律第百八十二号附則第十九条第三項の規定と同様に改正されたものとする。

二 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第一号。以下この項において「法律第一号」といふ。)による改正前の法律第百八十二号附則第十九条第一項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定 当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第一号による改正後の法律第百八十二号附則第十九条第一項の規定と同様に改正されたものとする。

三 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)による改正前の國の新法第百四十九条の二第三項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定 当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第一号による改正後の國の新法第百四十九条の二の規定と同様に改正されたものとする。

第三条の三第一項第五号中「昭和四十五年法律第九十九号」を「昭和四十六年法律第一号」に改める。

第七条第一項第四号中「(当該外國政府又は法人に勤務する前の条例在職年が退職料の最短年金年限に達している者を除く。)」を削り、「(当該外國政府職員又は外國特殊法人職員であつた期間を除く。)」を「(当該外國政府又は法人に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において職員となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者であると認められるもの(第十条第四号において「海外にあつた未帰還者であると認められる期間」という。)を含む。)」のうち年金条例職員期間及び恩給公務員である職員であつた期間を除いた期間」に改める。

第十条第四号中「勤務していた期間」の下に「(海外にあつた未帰還者であると認められる期間を含む。)」を加え、同条第五号中「職員となつたもの」の下に「(これらの者に準ずるものとして政令で定める者を含む。)」を加え、「(当該外國政府又は法人に)」を「(当該特殊機関に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において職員となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二条に規定する未帰還者であると認められるものを含み、当該外國政府又は法人に)」に改める。

第十三条第一項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第二十条第一項中「合算した期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間)」を加える。

第四十二条第一項中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第五十七条第一項中「同条第九項」の下に「又は第十項」を加える。

第一百一一条第一項中「(昭和二十八年法律第百六十一号)」を削る。

第一百三十二条第一項第二号中「勤務していた期間」の下に「(当該外國政府又は法人に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において職員となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二条に規定する未帰還者であると認められるものを含む。)」を加え、同項第二号中「(國の職員等となつたもの)」の下に「(これらの者に準ずるものとして政令で定める者を含む。)」を加え、「(当該外國政府又は法人に)」を「(当該特殊機関に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において職員となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者留守家族等援護法第二条に規定する未帰還者であると認められるものを含む。)」を加える。

第一百三十三条第一項第五号中「(以下この章において「新法第百七十四条第一項第八号又は第九号に掲げる団体の職員である団体共済組合員にあつては、昭和四十六年十一月一日。以下この章において)」を「(以下この章において)」に改める。

第一百四十三条の四第二項中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第一百四十三条の五第一項中「合算した期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間)」を加える。

第一百四十三条の十五中「十万五千六百円」を「十一万五千一百円」に改める。

第一百四十三条第一項第五号中「(以下この章において「新法第百七十四条第一項第八号又は第九号に掲げる団体の職員である団体共済組合員にあつては、昭和四十六年十一月一日。以下この章において)」を「(以下この章において)」に改める。

第一百四十三条の五第一項中「合算した期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間)」を加える。

第一百四十三条の十五中「十万五千六百円」を「十一万五千一百円」に改める。

## 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法第七十八条第一項、第八十二条第三項、第九十三条第二項及び第三項○並びに別表第四の改正規定並びに第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条第四項、第十三条第一項、第二十条第一項、第四十二条○第百四十三条の四第二項、第一百四十三条の五第一項及び第一百四十三条の十五○の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第一条第一百四十三条の規定は、昭和四十六年十月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第三条 改正後の法第一百四十三条第三項及び第二百四条第四項の規定は、昭和四十六年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する経過措置)  
第四条 次に掲げる規定は、昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。この場合においては、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)第五十四条の三第二項の規定を準用する。

一 改正後の法  
イ 第七十八条第二項(第一百二条第三項、第二百二条及び附則第二十条第三項において準用する場合を含む。)  
ロ 第八十二条第三項、第九十三条及び別表第四(これらの規定を第一百二条において準用する場合を含む。)

二 第三条の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。)  
イ 第十三条规定(第五十五条第一項において準用する場合並びに第七十条、第九十二条及び第一百十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)  
ロ 第四十二条(第五十五条第一項、第八十二条第二項、第一百二条第二項及び第一百十九条第二項において準用する場合を含む。)

2 地方公務員共済組合又は地方団体職員共済組合の組合員が昭和四十六年十一月一日前に退職した場合において、改正後の法第八十二条(同法第二百二条において準用する場合を含む。)及び改正後の施行法第二十条第一項又は第一百四十三条の五第一項の規定を適用するとしたならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十六年十一月分から、その者に通算退職年金を支給する。  
3 改正後の施行法第四十一条(同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)及び別表第二

の規定は、昭和四十六年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金について、同年一月分以後適用する。この場合において、同年分から同年九月分までの残疾年金について改正後の施行法別表第一の規定を適用するときは、同表中「五四五、〇〇〇円」とあるのは「五一〇、〇〇〇円」と、「三六六、〇〇〇円」とあるのは「三四五、〇〇〇円」と、「一一五四、〇〇〇円」とあるのは「一四二、〇〇〇円」とする。

(地方住宅供給公社等の復帰希望職員である者に関する経過措置)

第五条 昭和四十六年十月三十一日において地方住宅供給公社の職員として在職する者であつて改正後の法第一百四十三条第一項に規定する復帰希望職員となつた場合には、その者は、当該復帰希望職員となつたときにおいて改正後の法第一百四十四条の二第一項に規定する復帰希望職員となつたものとみなす。改正後の法第一百四十三条第一項に規定する公務員であつた間、改正後の法第一百九十五条第一項に規定する公務員となつたときにおいて改正後の法第一百九十五条第一項に規定する公務員となつたものとみなす。改正後の法第一百四十四条の二の規定を適用する。この場合において、地方公務員共済組合は、改正後の法第一百四十条第四項において準用する改正後の法第六章の規定により当該復帰希望職員及び公務員等が負担した掛金及び負担金を、政令で定めるところにより、地方団体職員共済組合に移換しなければならない。

2 前項に規定する者が引き続き改正後の法第一百九十五条第一項に規定する公務員として在職しなかつたとき(引き続き再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、改正後の法第十二章の規定の適用については、その者は、改正後の法第一百四十条第一項に規定する復帰希望職員であつた間、改正後の法第一百九十五条第一項に規定する公務員共済組合であつたものとみなす。

3 第二項に規定する者に対する改正後の施行法第十三章の二の規定の適用については、その者は、改正後の施行法第一百四十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員に該当しないものとみなす。

(恩給組合条例等の適用を受けた者の通算退職年金に関する経過措置)

第五条 恩給組合条例又は旧市町村職員共済組合法がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条第四項の規定により新たに恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金若しくは旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金を支給すべきこととなる者又はその額が増加することとなる者については、市町村職員共済組合が、恩給組合条例又は旧市町村職員共済組合法の規定により、昭和四十六年十一月分から、これらの通算退職年金に相当する年金を支給し、又はその額を改定する。この場合において、新たに支給されることとなるこれらの通算退職年金に相当する年金は、改正後の法又は改正後の施行法の規定の適用については、恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金とみなす。

2 第二項後段の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち外國政府職員期間等を有する者に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際、現に普通恩給、退職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金(以下「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正前の施行法(以下「改正前」)の施行法(以下「第七条第一項第四号の期間(同法第一百三十二条第一項の規定により同号の期間に該当するものとされる期間を含む。)又は第十条第四号若しくは第五号の期間(同法第一百三十二条第一項第二号又は第三号の期間を含む。)で恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二号)による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一百五十五号。以下「改正後の法律第一百五十五号」という。)附則第四十二条から第四十三条の二までの規定又はこれらに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部又は一部が当該期間に該当しないこととなるものを有

する更新組合員(改正前の施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五条第一項第一号に掲げる者を含む。)をいう。以下同じ。若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十六年九月三十日において改正前の施行法第七条第一項第四号又は第十条第四号若しくは第五号(これららの規定を同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第二百五十五号附則第四十二条から第四十三条の二までの規定、これらに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかるわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

前項の規定の適用に關して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他の長期給付に関する措置等に關して必要な事項は、政令で定める。

(厚生保険特別会計からの交付金)

第八条 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、改正後の施行法第二百四十三条の二第一項の規定により団体共済組合員制度に加入されることとなつた地方住宅供給公社又は地方整備公社の職員である団体共済組合員(改正後の施行法第二百四十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいふ。)の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五十五号)による厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、昭和四十六年十一月一日から一年以内に厚生保険特別会計から地方団体関係団体職員共済組合に交付するものとする。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第九条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の二条を加える。

第十二条 前二条の規定は、昭和四十六年十月三十一日において団体(地方公務員等共済組合法第二百七十四条第一項第八号に掲げるものに限る。)の職員であつた者で同年十一月一日に地方団体関係団体職員共済組合の組合員となつたものについての法律(昭和四十二年法律第二百五号)附則第十二条、附和四十二年法律(昭和四十二年法律第二百五号)附則第八号に規定する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二百五号)附則第八号に改めることとする。

(通算年金通則法の一部改正)

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、自動車税の納稅義務に關する地方税法改正に關する請願

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、現在、自動車税は、実質的所有者である買主だけから徵收することとし、現行の当該自動車を売主及び買主の共有物とみなす制度を廢止されたい。

#### 理由

第三二五二号 昭和四十六年五月六日受理

自動車税の納稅義務に關する地方税法改正に關する請願

請願者 岐阜市金園町九ノ二八岐阜トヨタ自動車株式会社取締役社長 加藤義孝

紹介議員 古池信三君  
自動車販売業者が顧客に割賦で販売する自動車の

的には単なる担保権者に過ぎない販売業者を自動車税の納稅義務者とする」とは酷であり、いかにも不合理である。

二、現在、使用収益をしている買主が、その税を支払わない場合に初めて自動車販売業者に督促がなされている。しかし、この督促の数及び金額は多く、昭和四十四年四月から四十五年三月までに販売業者が代納した金額は二十五億円に達し、回収不能として処理せざるを得なかつた金額は四億五千万円を越えている。中小企業者としてわずかなマージンに苦しみ、蓄積に乏しい業者にとつてはとうてい耐えられない負担であり、また、各府県の税務当局の代行機関とされているとしか考えられない。

三、今国会に提出されている「自動車重量税法案」には、前記のよろな不合理的な点が十分認識されていて、使用者にのみ課税されることが明確になつてゐる。したがつて、自動車税についても、これを改正すべきである。